

# 令和6年度 鳥根県鳥獣保護区等位置図詳細表

## 1. 鳥獣保護区

狩猟の際には地図、詳細表をセットで御持参ください。

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
①	身近	月山 100	安来市	市道塩谷牧谷線と市道新宮本谷線との交点を起点とし、市道新宮本谷線を東進し、十二所神社前を経て山道久治谷嵐ヶ峠を経て市道久治谷線久治谷入口より市道塩谷線へ至り、同線を西進し、市道塩谷牧谷線との交点へ至り、市道塩谷牧谷線を北進し、前記起点とを結んだ区域内とする。	平成27.11.1 ～ 令和7.10.31
②	身近	馬木 500	仁多郡奥出雲町	主要地方道玉湯吾妻山線の一の渡橋を起点とし、同線を北上し町道上連六の原線に接し、同線を広島県境まで進み広島県境を西進し、鳥帽子山、吾妻山を経て町道五の畑線と接する地点まで進み、同線を北東へ進み前記起点と結んだ区域内とする。	〃
③	森林	阿井 400	仁多郡奥出雲町	林道内尾谷線と呑谷に至る山道との交点を起点とし、同起点から山林と耕地界を南西進した後、起点より林道内尾谷線を500m東進した地点に結び、同地点から内尾谷川に至り、同川を南東進し鉦谷に至り、同谷を南進し鳥根県と広島県との県境に至り同県境を西進し猿政山を経て呑谷から高野に至る山道に接し、同山道を北進し内尾谷に至る山道に接し、同山道を東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
④	森林	嵩山 281	松江市	市道朝酌上宇部尾線と林道一の原線との交点を起点とし、同林道を西進し、嵩1号線を経て宍道湖北山県立自然公園(高山地区)界に至り、同界を南東進し市道朝酌上宇部尾線に至り、同市道を南西進し前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑤	身近	湊原 130	出雲市	出雲市大社町杵築西湊原の堀川河口を起点とし、同堀川左岸を東進し、市道川方線との交点に至り、同市道を南東進し、国道431号線との交点に至り、同国道を南東進し市道八通線に至り、同市道を南進して新内藤川右岸に至り、同河川右岸を北西進し海岸に至り、海岸沿いを北進し前記起点を結んだ区域とする。	〃
⑥	渡来	(国指定) 宍道湖 7,899	松江市、出雲市	宍道湖の平均水位(東京湾平均海面(T.P.)+0.3m)の水際線(以下「湖岸線」という。)と宍道湖大橋の北西側交点を起点とし、同所から同橋を南進し同橋と湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を南西に進み新建川河口右岸と湖岸線との交点に至り、同所から同所と同川河口左岸と湖岸線との交点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から湖岸線を北東に進み平成11年度宍道湖斐川環境護岸工事整備箇所と平成12年度宍道湖斐川環境護岸その2工事整備箇所の境界線との交点に至り、同所から同所と五右衛門川河口左岸と湖岸線との交点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し宍道湖西岸なぎさ公園離岸堤南東端に至り、同所から湖岸線を北進し島崎漁港南西端と湖岸線との交点に至り、同所から同漁港境界線を東進し同漁港南東端と湖岸線の交点に至り、同所から同所と斐伊川河口左岸側宍道湖湖岸堤南東端を結ぶ直線と湖岸線との交点を結ぶ線を北進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し論田川物揚場東側防波堤の南東端と湖岸線との交点に至り、同所から同防波堤を北進し同防波堤北東端と湖岸線の交点に至り、同所から同所と同川物揚場北側防波堤北西端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し湖岸線と平田船川河口右岸防波堤との交点に至り、同所から同所と同川河口左岸と湖岸線の交点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から湖岸線を北進し起点に至る線により囲まれた区域。	〃
⑦	身近	大社 322	出雲市	出雲市大社町地内の国道431号線と市道海岸線の交差点を起点とし、市道海岸線を北進し旧鶴鷺村界に至り、同地点から旧村界を東進し市道本郷39号線に接し同線を南進し国道431号線に至り、同線を西進し市道海岸線に至り、同線を西進し前記起点と結んだ区域内とする。	平成28.11.1 ～ 令和8.10.31
⑧	森林	大池 378	出雲市	出雲市多伎町多伎地内の国道9号線と市道伎久海岸線との交差点を起点とし、同市道を北東進し更に市道西浜中央線を北東進し市道大池線との交点より市道大池線を南東進し市道姉谷大池線を南東進し県道多伎江南出雲線に達し、同県道を西進し国道9号線に至り、同国道を西進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑨	身近	断魚溪 20	邑智郡邑南町	邑智郡邑南町断魚溪内嫁ヶ淵を起点とし、板山谷を上ること300m。同地域から北に向かい、更に小稜線を北進し濁川に至る。同地点から邑南町断魚トンネル線断魚トンネル南口に上り、同地点より同町道を前記起点と最短地点まで南進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑩	森林	千丈溪 364	江津市、邑智郡邑南町	邑智郡邑南町日和地内千丈溪の一の滝を起点とし、日和川を下流に向かって西進し八所川との合流点に至り、同地点から八所川を上流へ向かって南進し、林道横谷線との交点から直線で松原山山頂へ結び、同山頂から稜線に沿って北西進し、江津市桜江町との市町界に至る。同地点から市町界及び稜線に沿って1,500m北西進し、江津市桜江町江尾地内日和川に向って稜線を北東進して日吉川に至る。日和川対岸を尾根に沿って北東進し、合流する尾根に沿って東進し、江尾と今田との境に至り、同地点から稜線に沿って東進し、江津市桜江町と邑南町との市町界に至る。同地点から市町界に沿って帆柱山山頂まで東進し、同山頂から南稜線に沿って南進し、前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑪	身近	三階山 85	浜田市	浜田市原井町地内の市道今井迫長見線と林道三階山線との交差点を起点とし、同点から市道今井迫長見線を南西に進み、市道青川長見線との交点に至り、同市道を西に進み、林道三階山線との交点に至り、同林道を進み、前記起点を結んだ区域内とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区 域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
⑫	森林	匹見峡 733	益田市	益田市道表匹見峡線上の小虫入口を起点とし、匹見川を横断し、益田市匹見町匹見イ(旧字左ジャバミ)1569番地に至り、同地点より尾根を北西進し眼鏡峠に至り、同地点より谷を北東進しアザミ橋に至り、同地点より尾根を東進し広見山山頂に至り、同地点より国有林界を南進し小虫谷の標高1,118m地点に至り、同地点から尾根を西進し前記起点と結んだ区域内とする。	平成28.11.1 ～ 令和8.10.31
⑬	身近	隠岐国分寺 27	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町池田地区の町道中条1号線と県道池田中町線の三叉路を起点とし、同町道を北西進し左太川に接し、同川を北東進し通称船が谷を経て禅尾山頂に達し、栗山谷を南東進し町道中条218号線に接し、同町道を南進し県道池田中町線に接し、同県道を北西進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑭	森林	美保関 560	松江市	美保関町森山、宇井地区の国道431号線と国道485号線との交点を起点として、国道485号線を北進し、美保関町七類の七類港に至り、同港より海岸線を東進して美保関町諸嶺、法田地区において市道福浦法田線に接し、同市道を南進して県道境美保関線に接し、同県道を西進し、美保関町森山、長島地区内国道431号線に接し、同国道を西進して前記起点とを結んだ範囲内とする。	平成29.11.1 ～ 令和9.10.31
⑮	森林	地蔵崎 230	松江市	県道境美保関線と市道美保関軽尾線の交点を起点として、同市道を北進し、市道才の浦海岸線の分岐点に至り、同市道を更に北進し、日本海に至り、同海岸線を東進して地蔵崎峠を経て同海岸線を西進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑯	身近	室神山 471	江津市	市道渡津浅利線と県道302号浅利渡津線の交点を起点とし、同市道を東進し、国道9号線との交点に至り、同国道を東進し、市道渡津中央線との交点に至り、同市道を東進し、県道302号浅利渡津線との交点に至り、同国道を南進し、市道東部工業団地3号幹線との交点に至り、市道浅利松川線との交点に至り、北西進し、市道太田浅利線との交点に至り、南西進し、松川町地内細川堤に至り、同地点から市道太田浅利線と県道302号浅利渡津線との交点から北西へ250mの地点と直線で結び同地点から前記起点を結んだ区域内とする。	〃
⑰	森林	久野 1,500	雲南市	県道安来木次線上の雲南市大東町と安来市広瀬町との町界を起点とし、同町界を南進し、三郡山に達し、同地点から雲南市大東町と奥出雲町との市町界を西進し、鍋坂山を経て西日本旅客鉄道株式会社木次線下久野トンネルの上に至り、同地点から井谷に至る山道を下り、町道井谷線に接し、同町道を北進し、県道安来木次線に接し、同県道を東進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑱	森林	大麻山 117	浜田市	三隅町と西村町界の中国自然歩道上を起点とし、同歩道を南進し、市道大麻線に至り、同市道を西進し柳ヶ迫浴北東を通る山道を経て三隅町と西村町界に至り、同界を前記起点まで進んだ区域内とする。	〃
⑲	身近	高城山 113	浜田市	県道304号線三隅井野長浜線と林道高城線との交点を起点とし、同県道を東進、林道高城線との交点に至り、同林道を南進し、前記起点を結んだ区域内とする。	〃
⑳	森林	志津見 230	飯石郡飯南町	飯南町志津見内の町道川本波多線志津見橋と、飯南町と出雲市の市町界間の神戸川河川敷内及び同間の神戸川両岸から山に面して100m以内の区域内とする。	〃
㉑	森林	風の国 170	江津市	江津市桜江町長谷谷内の主要地方道桜江金城線沿いにある、森林公園「風の国」の入り口を起点として、同主要地方道を西進し、市道山中線との合流点に至り、同地点から同市道沿いに北西進し、市道山中川平停車場との交点に至り、同地点から市道山中川平停車場線を約1,000m北東進し、同地点から谷沿いに700m南東進し、県道皆井田江津線に至り同地点から同県道沿いに南東進し主要地方道桜江金城線との合流地点に至り、同地点より同主要地方道沿いに南西進し、前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
㉒	森林	鱒淵 560	出雲市	鱒淵寺山門から100m下った中国自然歩道の入口を起点とし、同線を南東進し林道西林木線を経て林道西林木鱒淵線に至り、同線を約200m進んだ地点から稜線を野畑山に向かって登り、野畑山から高罫山を見通した線で結び、高罫山から出雲市矢尾町内の国道431号線から客垣谷に入った最初の治山堰堤に向かって稜線を南西に下り、同堰堤から稜線を北西に向かって登り出雲市矢尾町と出雲市大社町との境界に至り、同境界を約300m北進し稜線に至り、同地点から稜線を西進し遥垣峠を経て同峠から、さらに500m北西進した地点から稜線を北進し、林道唐川東山線の終点に接近した地点から同林道に下り、同林道を林道別所後野線に向かって進み、林道別所後野線に至り、同林道を東進し、林道西林木鱒淵線を経て県道鱒淵線に至り、同県道を鱒淵寺山門に向かって進み前記起点と結んだ区域とする。	〃
㉓	渡来	稗原ダム 9	出雲市、雲南市	出雲市野尻町と雲南市三刀屋町の市境に位置する稗原ダムの湛水面区域内とする。	〃
㉔	森林	清水 370	安来市	安来市清水町内の県道清水寺線と県道布部安来線の交点を起点とし、県道布部安来線を北東に進み安来道路に接し、同道路を南東に進み市道門生安田線に接し、同線を南進し旧伯太町界に至り、同界を西進し清井農道に接し、同線を北進し県道布部安来線に接し、同線を東進し前記起点と結んだ区域内とする。	平成30.11.1 ～ 令和10.10.31

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
②⑤	身近	社 日 180	安来市	市道塩治堤谷線と主要地方道安来木次線との交点を起点とし、主要地方道安来木次線を北東に進み西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に接し、同線を東進し中国電力株式会社安来変電所に至り、同所裏側の小道を南西に山林と耕地の界まで進み、これより山林界を進み高広溜池を経て安来道路に接し、同道路を西進し市道安来清水線に接し、同線を北進し市道塩治堤谷線と接し、同線を北東に進み起点と結んだ区域内とする。	平成30.11.1 令和10.10.31
②⑥	渡来	神 西 湖 400	出雲市	出雲市神西沖町地内の国道9号線と市道神西61号線との交差点を起点として、同地点から同市道を南進し、県道多伎江南出雲線を経て西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に接し、同線の軌道を南西(大田方面)に進み、県道多伎江南出雲線の踏切に至り、同踏切より県道を西に進み県道湖陵掛合線との交点より県道湖陵掛合線を北進し、市道三部砂子大池線に至り、同線を西北に進み、市道砂子中央線に至り、同線を北進し国道9号線に至り、同線を北東に進み前記起点と結んだ区域内とする。	〃
②⑦	繁殖	大 波 加 島 18	隠岐郡知夫村	隠岐郡知夫村大波加島全区域とする。	〃
②⑧	渡来	高 津 川 352	益田市	神田大橋両端より300m上流地点から高津川までの河川敷内と四見川と高津川との合流点から益田市向横田町内剣先堰までの四見川河川敷内の区域とする。	〃
②⑨	希少	大 満 寺 406	隠岐郡隠岐の島町	旧西郷町と旧布施村界の林道南谷線上を起点とし、同町村界を北西に進み、トカゲ岩頂上に至り、同地点より稜線を東に進み、小北谷山頂に至り、同地点より稜線を南東に進み、南谷の治山ダムを経て鷲ヶ峰山頂に至り、これより稜線を東に進み、下ジャープを経て林道南谷線と中核作業道南谷2号線との交差点に至り、同作業道から谷沿いを南東に進み、旧町村界に達し、旧町村界を南西に進み、大久と有木の境界点に至り、更に東郷と有木境の谷沿いを南進し、クジ山を経て南西の谷沿いに進み、林道有木線の一の坂橋に達し北西の稜線を進み6丈の山頂に至りこれより稜線を北東に進み、大満寺山頂に至り旧町村界を北西に進み、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
③⑩	身近	若 林 168	浜田市	国道186号線と市道元小笹水上谷線との交点を起点とし、同市道を北東に進み、市道新開両間線との交点に至り、同市道を南東に進み市道開拓線との交点に至り、同市道を東進し市道小笹吉留線との交点に至り、同市道を東進し県道桜江金城線との交点に至り、同県道を南西に進み、市道雲城旧国道線との交点に至り、同市道を南進し、国道186号線との交点に至り、同国道を北西に進み、前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
③⑪	森林	丸 山 城 森林 浴 公園 190	邑智郡川本町	邑智郡川本町大字田窪地内の通称平田作業道の終点を起点とし、同作業道を北北東に進み、林道円山線との交点に至る。同地点から林道円山線を北東に進み、円山川との交点に至る。同地点から円山川を南東に進み、木谷川との合流点に至る。同地点から木谷川を東に進み、通称荘厳寺前農道との交点に至る。同地点から通称荘厳寺前農道を南西に進み、旧桜江町境に至る。同地点から旧桜江町境を西に進み、通称平田作業道の終点を有する谷筋との交点に至る。同地点から、谷筋を北に進み、起点と結んだ区域内とする。	〃
③⑫	身近	三 瓶 山 2,425	大田市、飯石郡飯南町	大田市三瓶町地内の主要地方道三瓶山公園線と市道池ノ原線との交差点を起点とし、主要地方道三瓶山公園線を東に進み市道小屋原池ノ原線との交差点に至る。同地点から市道小屋原池ノ原線を北に進み小屋原との峠に至る。同地点から権現山に向かう稜線を東に進み権現山に至る。同頂点から北東に進み森田山西側の中腹を経由し標高574.1mの三角点に至る。同地点と市道山口志学線と市道山口志学1号線の三叉路を直線で結ぶ。同三叉路から市道三瓶山高原線に接する市道山口志学1号線を南に進み同市道に至る。同市道を更に南に進み町道角井山口線に至る。同地点から主要地方道川本波多線を西に進み市道月見ヶ丘線を南西に進み市道経塚線を経て市道志学頓原線を西に進み、市道志学市街線を経て、主要地方道川本波多線に至る。同地点から主要地方道川本波多線を粕淵に南進し郡界に至る。同地点から郡界を北西に進み市道池田粕淵線に至る。同地点から池田粕淵線を北に進み市道池ノ原小田線に至り、同線を北西に進み市道池ノ原線を経て前記起点と結んだ区域内とする。	令和1.11.1 令和11.10.31
③⑬	身近	塚 ケ 原 423	浜田市	国道9号線と市道西浜田130号線との交点を起点とし、同市道を南東進し主要地方道浜田美都線に至り、同主要地方道を南進し市道美川北42号線に至り、同市道を南西進し市道美川北37号線に至り、同市道を西進し市道内田周布線に至り、同市道を西進し市道周布41号線に至り、同市道を北進し市道周布54号線に至り、同市道を北進し市道周布21号線に至り、同市道を北進し国道9号線に至り、同国道を東進し前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
③⑭	森林	西中国山地 414.53	浜田市	島根県・広島県界と金城町内の西中国山地国定公園区域界との交点を起点とし、同区域界を北東進し、二子山頂上と雲月山頂上とを結ぶ線に至り、同線を南東進し、島根県・広島県界に至り、同県界を南西進し、前記起点とを結んだ区域とする。	〃
③⑮	身近	目 田 6	出雲市	目田森林公園の敷地内とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
③⑥	森林	大万木 884	雲南市、飯石郡 飯南町	毛無山、杉戸、大万木、内容県有林地全域とする。	令和2.11.1 と 令和12.10.31
③⑦	森林	和惠 782.8	飯石郡飯南町	和惠県有林地全域とする。ただし、同県有林の中に位置する飯南町有地6.1haと民有林2.7haを含むものとする。	〃
③⑧	森林	枕木山 68	松江市	枕木山山頂駐車場の県道枕木山線と華蔵寺私道の交点を起点とし、同点より美保関町との境界を東進して枕木町と長海町との境界に至り、同界を南進し県道枕木線に達し、これを西進、北進して前記起点と結んだ区域内とする。	令和3.11.1 と 令和13.10.31
③⑨	森林	熊野 290	松江市	松江市八雲町大字熊野地区主要地方道大東東出雲線と町道森脇平原線の交点を起点として、同主要地方道を南進し、町道岩室平原線(岩室橋)を西に進み、旧町道白坂線(小道)に達し同線を北東に進み、林道島村線に至り、同線を北東に進み、町道森脇平原線に達し、同線を東に進み、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
④⑩	身近	鎌手 200	益田市	益田市土田町と浜田市三隅町の市界と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同線を南西進し益田市西平原町と木部町との町界らに至り、同町界を西進し海岸線に至り、同海岸線を北東進し、益田市土田町と浜田市三隅町の市界に至り、同市界を南東進し前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
④⑪	希少	白島 108.2	隠岐郡隠岐の島 町	町道中村2号線の終点を起点とし、同起点から西村護岸(防波)に至り、日本海岸を海岸沿いに北進し伊後港護岸(防波)に至り、同護岸(防波)から隠岐の島町西村と伊後の境界川に至り、同川を150m南東進し、同地点から稜線を500m北東進し、同地点より道路(歩道)中心線から100m線界を650m南進し、同地点から200m北東進し稜線に至り、同地点から250m北東進し稜線に至り、同地点から稜線を400m南東進し、同地点から稜線を250m南進し、同地点から谷線を東進し、前記起点を結んだ区域内と隠岐の島町西村2182(島)、2134(黒島)、2135(松島)、2132～2133(沖島)、2131(白島)、2130(小白島)、2185(島)、2184(島)、2186(島)、2187(島)、2188(島)、2189(島)、2183(島)、2107(赤帆掛島)、2108(源太夫島)、2109(帆掛島)、2110(長島)、2111(平島)、2195(島)、2194(島)、2192(島)、2191(島)、2190(島)、2193(島)、2196(島)、2197(島)、2198(島)、2199(島)、2200(島)、2201(島)、2202(島)、2203(島)の全域とする。	〃
④⑫	身近	楽山 40	松江市	県道本庄福富松江線と市道木佐屋田線との三叉路を起点とし、市道木佐屋田線を北西に進み市道北部区画102号線に至り、同線を北東進して国道431号を経て市道橋本市成線との十字路に至り、同線を僅かに南進して市道折坂線に至り、同線を南東進して市道楽山学校線に至り、同線を僅かに南進して市道市成折坂線に至り、同線を南東進して市道市成廻線に接し、同線を南進して県道本庄福富松江線に至り、更に同線を西進して前記起点と結んだ区域内とする。	令和4.11.1 と 令和14.10.31
④⑬	渡来	(県指定) 穴道湖 939	松江市	松江市穴道町佐々布川河口の左岸を起点とし、穴道湖岸を1,850m東進した地点より南進し、国道9号線を横断し市道大宮田・小松線に接し、同線を東進して宮田農道に接し、同線を南進し宮田支線農道に接し、同線を西進し西端に至り、同地点より嶺を西進し市道才東側線に接し、同線を西進し市道菅町・下倉線に接し、同線を北進し西日本旅客鉄道株式会社山陰本線穴道駅構内西路切に至り、同線を西進し佐々布川鉄橋に至り、同地点より佐々布側左岸を北進し前記起点を結んだ区域とする。	〃
			出雲市	穴道湖の平均水位の水際線と平成11年度穴道湖斐川環境護岸工事整備箇所と平成12年度穴道湖斐川環境護岸その2工事整備箇所の境界線との交点を起点とし、同所から五右衛門川右岸を西進し、主要地方道斐川一畑大社線に接し、同地方道を北進し、斐伊川架橋の灘橋を経て、国道431号線に至り、同国道を東進し、平田船川左岸に接し、同川左岸を河口に進み、国設穴道湖鳥獣保護区との境界線に至り、同境界線を南進し、前記起点を結んだ区域とする。	〃
④⑭	森林	来待 275	松江市	県道海潮穴道線と市道久戸・内ヶ峠線との交点を起点とし、市道久戸・内ヶ峠線を東進し市道来待小学校線に接し、同線を東進し市道来待小学校2号線に接し、同線を南進し県道海潮穴道線と接し、同線を南進し市道大森・上来待線に接し、同線を西進し市道穴道・来待線に接し、同線を北進し市道小松・横見線に接し、同線を東進し市道久戸・内ヶ峠線に接し、同線を東進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
④⑮	身近	愛宕山 211	出雲市	出雲市平田町船川にある平田大橋を起点として、市道大橋宮西町線を西進し、県道鰐淵寺線に至り、同県道を西進し、市道菟崎小池谷線に至り、同市道を北進し、市道吉原工業団地線に至り、同市道を西進し、出雲市平田森林公園境界に至り、同公園南側境界沿いに西進し、奈良尾池南堤防を経て、市道奈良尾廻田線に至り、同市道を北進し、本庄町廻田池東堤防を経て、市道牧戸廻田線を東進して、県道小伊津港線との接合点に至り、同道を南進して前記起点を結んだ区域内とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
④⑥	希少	焼 火 山 389	隠岐郡西ノ島町	町道波止線の終点を起点とし、焼火神社参道に沿い「一の鳥居」に至る。これより北神域領稜線を北東に進み山道大山線を経て焼火山山頂に至る。これより稜線を1,000m東へ進み、同地点から北東に進み林道焼火山線に至り、同地点より南東進し、同林道と交わり海岸に至り、海岸線に沿って南進し、雉ヶ鼻に至る。同地点より西進し麦山鼻に至り北西進し前期起点と結んだ区域内とする。	令和4.11.1 ～ 令和14.10.31
④⑦	渡来	斐 伊 川 579	出雲市	斐伊川架橋灘橋から上流神立橋までの河川敷内	〃
④⑧	身近	一 の 谷 230	出雲市	西日本旅客鉄道株式会社山陰本線と県道出雲三刀屋線の交点を起点とし、同県道を南進し大津町池の内地内の市道大津168号線に達し、同線を西進し、更に市道大津167号線を南に進み、岩樋公園に達し、間府川沿いを西進し、市道168号に接し、同線を北西に進み、市道大津上塩治線と接し、同線を西進し、更に市道今市菅沢線を北進し、県道多伎江南出雲線に達し、同線を北進し山陰本線に接し、同線を東進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
④⑨	身近	瑞 穂 青少年旅行村 202	邑智郡邑南町	邑智郡邑南町出羽地区内の町道小河内淀原線と町道出羽後谷線の交点を起点として、町道出羽後谷線を南進し、県道吉田邑南線の交点に至る。同県道を南進し、同県道と町道淀原後谷線の交点に至り、これより山地稜線を南西に進み、同町下亀谷地区と岩屋地区の境に接し、同境を北進し、町道小河内出羽線に接する点から、同町道を東進し、前述起点と結んだ区域内とする。	〃
⑤⑩	森林	観 音 滝 114	江津市、邑智郡 邑南町	県立公園観音滝駐車場から観音滝に向かって100mの地点を起点とし、谷に沿い南進し、谷の分岐点から尾根に沿い太平山山頂に向かって南進し同山頂に達し、同山頂から尾根に沿って西進し鹿賀谷川と接し、同地点から高畑山まで尾根に沿って北進し、高畑山から尾根に沿って1,300m東進したのち、南東の方向へ進み前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑤⑪	森林	コウヤマキ 自 生 林 48	鹿足郡吉賀町	六日市コウヤマキ自生林島根県自然環境保全地域の区域	〃
⑤⑫	繁殖	高 島 30	益田市	高島全域	〃
⑤⑬	身近	かんべの里 39	松江市	国道432号線と県道神魂神社線との交点を起点とし、同所から国道432号線を南進し松江市大庭町と八雲町の境界まで至り、同境界を西進して同境界上のかんべの里公園敷地の西端に至り、敷地界を北進し市道神魂神社空山高岡線に至り、同線を北進し県道神魂神社線に接し、同線を東進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑤⑭	身近	健 康 の 森 34	雲南市	雲南市「健康の森」の公園地内全域とする。	〃
⑤⑮	身近	亀 の 原 池 6.2	隠岐郡隠岐の島町	隠岐の島町都万地内亀の原池遊歩道内の区域とする。	〃
⑤⑯	渡来	古 江 629	松江市	松江市西浜佐陀町の国道431号線と県道講武古江線の交点を起点とし、同国道を東進し市道茶屋前橋線に至り、同線を東進し佐陀川に至り、同河川を南進し穴道湖に至り、同湖岸を西進し国道431号線に至り、同線を東進し市道南浜線に至り、同線を西進し市道東長古曾志線に接し、同線を西進し市道打出2号線に至り、同線を西進し市道後谷中央線に至り、同線を北進し市道後谷2号線に至り、同線を西進し市道後谷線に至り、同線を南進し市道東長古曾志線に至り、同線を西進し国道431号線に至り、同線を横断し穴道湖岸に至り、同湖岸を西進し西長江川入口に至り、同河川を北進し国道431号線に至り、同線を東進し市道西長江東線に至り、同線を北進し市道西長江国司線に至り、同線を北進し市道古浦西長江線に至り、同線を北進し穴道湖北山県立自然公園界に至り、同界を東進し荘成町界に至り、同界を南進し市道古曾志野間線に至り、同線を南進し市道古志大野線に至り、同線を東進し県道講武古江線に至り、同線を南進して前記起点と結んだ区域内とする。	令和5.11.1 ～ 令和15.10.31
⑤⑰	身近	万 寿 寺 100	松江市	市道奥谷中央線と市道奥谷2号線との交点を起点とし、市道奥谷2号線を西進し市道奥谷1号線に至り、同線を北進し市道奥谷9号線に至り、同線を西進し市道西原法吉線に至り、同線を北進し市道唐梅常福寺線に至り、同線を東進し市道石橋白鹿谷線に至り、同線を南進し市道北堀石橋線に至り、同線を南西進し市道奥谷中央線に至り、同線を北進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑤⑱	森林	多 古 鼻 285	松江市	松江市島根町野波地内の主要地方道松江鹿島美保関線と市道瀬崎中央線を結んだ線から北西部の多古鼻半島全域とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区 域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
⑤9	身近	玉 造 392	松江市	松江市玉湯町湯町八幡宮参道入口を起点とし、玉造・湯町字界を東進し林道花仙山線に至り、同線を南進し市道徳連場1号線に至り、同線を西進し市道玉造公園線に至り、同線を南進し市道元稻荷幹線に至り、同線を東進し市道玉造岩坂線に至り、同線を東進し玉湯町・西忌部町界に至り、同界を南進し市道玉湯松江線に至り、同線を北進し市道玉造大谷線に至り、同線を西進し玉造・大谷字界に至り、同地点より玉造・林村字界、玉造湯町字界を北進して前記起点と結んだ区域内とする。	令和5.11.1 ? 令和15.10.31
⑥0	身近	ふるさと 森林公園 57	松江市	市道畑線と市道大森畑線との交点を起点とし、市道大森畑線を東進し島根県緑化センター管理地界に至り、同界を北進し市道大森畑線に至り、同線を北進し市道旭畑線に接し、同線を南進し島根県緑化センター管理地界に至り、同界を南進し市道旭畑線に至り、同線を西進し市道畑線に至り、同線を北進して前記起点と結んだ区域内及びふるさと森林公園の敷地内とする。	〃
⑥1	森林	鬼の舌震 190	仁多郡奥出雲町	仁多郡奥出雲町地内鬼の舌震の下流にある大馬木砂防堰堤を起点として、同堰堤を北北東進し延長上の峰に至り、同地点より峰沿いに南東進し同町横田界小峰に至り、同界を峰沿いに南進し林道穴ヶ峠線に至り、同林道を更に南進し農道野田原線に至り、同農道を北西進し主要地方道玉湯吾妻山線に至り同主要地方道を更に北西進し奥出雲町管発電所取付道路入口に至り、同取付道路を東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑥2	森林	湯 抱 730	邑智郡美郷町	邑智郡美郷町湯抱地内の国道375号線と町道湯抱線の三叉路を起点とし、町道湯抱線、林道湯抱線を北進し、同線終点に至り、同地点から谷沿いを北進し、美郷町と大田市の市町境に達する。同市町境を東進し、野間農免農道に至り、同農道を約150m南進し、私道との三叉路に至る。同地点より私道を西進し、同私道の終点に至り、同地点より谷沿いに南西進し、足谷川に至る。同川を南西進し、私設林道新堀線に至り、同線を南西進し国道375号線に達し、同線を西進し、前記起点と結んだ区域とする。	〃
⑥3	身近	市 木 590	邑智郡邑南町	邑智郡邑南町市木地内の大町原猪子山線支線の終点を起点として、猪子谷川砂防えん堤へ南進し、猪子谷川砂防えん堤から県境に至る谷をさらに南進して同県境を豊山山頂に至る。同山頂から同県境を北西進し、阿佐山山頂を経て北進し、丸瀬山山頂を経て、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑥4	身近	二 ツ 山 223.2	邑智郡邑南町	邑智郡邑南町下田所地内の国道261号線と町道永明寺線との交差点を起点とし、同国道を西進し町道瑞芽小河内線との交差点から林道瑞芽線に至り、同林道を北西進し前記国道との交差点に至る。同地点から林道後友線に至る山地稜線を北東進し、同林道から林道馬野原線を経て町道後友線に至り、同町道を北進し主要地方道浜田作木線との交差点に至り、同県道を東進し町道鱒淵馬野原線との交差点に至るが、馬野原川の左岸、右岸の農地を除く。また、交差点から町道鱒淵馬野原線を南進し町道永明寺線との交差点に至る。同地点から山地稜線を北西進し、町道二ツ山線との交差点に至り、同町道を南進し、町道永明寺線との交差点に至り、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑥5	身近	いこいの村 しまね 246.4	邑智郡邑南町	邑智郡邑南町高水地内の高水橋を起点として、高水川を北西進し、新栄橋より高水川を100m下り私道の橋と高水川の交点から私道を北西進し、町道鹿子原高水線との交点から同町道を北西進し、間所橋との交点に至る。間所橋から北進し、いこいの村しまねに至る私道との交点から同私道を東進し、いこいの村しまね生活環境保全林を含み、旧石見町と旧瑞穂町の旧町界に至る。さらに同町界を東進し、旧瑞穂町地内の新山集落と道明集落内の山地稜線に至り、同稜線を南東進して、同町地内の町道道明線に至り、同町道を西進して前記起点と結んだ区域とする。	〃
⑥6	森林	国 府 431	浜田市	日本海岸と浜田市と江津市の交点を起点として、同界を南進し国道9号線に至り、同国道を西進し市道浜田44号線に至り、同市道を北西進し市道浜田429号線との交点に至り、同市道を北進し市道長沢下府線に至り、同市道を東進し下府川河口に至り、同所より日本海岸を北東進し前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑥7	身近	家古屋山 69	浜田市	市道森谷線と県道浜田八重可部線との交点を起点とし、市道森谷線を西進し市道今市27号線との交点に至り、同市道を西進し那賀東部広域農道との交点に至り、同農道を北西進し、柳雲井農道との交点に至り、同農道を北東進し市道小場田線との交点に至り、同市道を南西進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑥8	森林	安蔵寺山 785	益田市、鹿足郡吉賀町、津和野町	県道42号六日市匹見線(以下「県道」という)の上畑トンネルを起点として同県道を西進し林道安蔵寺山線に至り、同林道を県道から100m北西進し香仙原に至り、同所から六日市界を東進し標高1,110m地点に至り、同所から国有林22林班の小班「へ」と同林班の小班「と」及び「ち」の境界を北進し国定公園第一種特別地域(以下「特別地域」という)界に至り、同所から特別地域界(22林班の小班「へ」及び21林班の小班「ぬ」の区域界)を北東進し安蔵寺山北峰より100m北西の日原町界に至り、同所から匹見町界より100mの距離を保って南進し伊源谷に至り、同谷を100m南西進し匹見町界に至り、同所から六日市町界を東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑥9	身近	海 士 177	隠岐郡海士町	隠岐郡海士町県道海士島線と町道中里知々井線との交差点を起点として、起点より町道中里知々井線を南進し、唯山無線中継所管理用道路との交点に至り、同地点より同管理用道路を北東進し、唯山無線中継所に至る。同地点より唯山山頂へ至り、稜線を北東進し県道海士島線と町道高石1号線との交点に至る。同地点より同町道を西進し、県道海士島線に至り、同県道を西進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
⑦⑩	森林	船通山 3,000	仁多郡奥出雲町	島根県と広島県との県境と西日本旅客鉄道株式会社木次線の軌道との交点を起点とし、同起点から同線を芦谷と接するまで北進し、同地点から谷を登り堰堤に至り、同堰堤より国有林界を東進し小八川林道に接し、同林道を北進し町道小八川線に接し、同国有林界を北西進し龍の駒橋に至る山道に接し、同山道を北進し龍の駒橋に至り、同地点より主要地方道横田多里線を北進し町道福頼線に至り、同地点より同町道を北進し、さらに山郡に至る町道山郡線を北進し県道印賀奥出雲線に至り、同地点より同県道を北東進し町道道谷線との交差点に至り、同交差点より同町道を南東進し、さらに町道道谷万才線を東進し鳥取県との県境に至り、同地点より県境を南進し広島県との県境に至り、同地点より県境を北西進し、前記起点と結んだ区域内とする。	令和6.11.1 と 令和16.10.31
⑦⑪	森林	来島ダム 400	飯石郡飯南町	飯石郡飯南町下来島2587-1番地及び975-1番地からの下流の中国電力株式会社来島ダム湛水面及び同湛水水際から山に面して100m以内の区域内とする。	〃
⑦⑫	森林	浜原ダム 310	邑智郡美郷町	邑智郡美郷町浜原地内の中国電力株式会社所有浜原ダム堰堤から都賀行大橋までの湛水面とする。	〃
⑦⑬	身近	蟠竜湖 155	益田市	益田市高津町地内の県道14号益田阿武線の柿本神社入口と山林とその他地目界の接点を起点とし、同界を南西進し県道331号石見空港飯田線に至り、同県道を北西進し県道328号石見空港線との交点に至り、同県道を北東進し市道松ヶ丘1号線との交点に至り、同市道を南東進し県道256号蟠竜湖高津線との交点に至り、同県道を南東進し万葉公園進入路との交点に至り、同進入路を南東進し万葉公園駐車場と山林とその他地目界との接点に至り、同界を東進し前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑦⑭	森林	片匂 323	松江市	松江市鹿島町御津地内の県道御津東生馬線上の御津越峠を起点として、松江市鹿島町御津と同町北講武の境界である稜線及び松江市鹿島町御津と同町名分の境界である稜線を西進し、主要地方道松江鹿島美保関線に至り、同主要地方道を2,500m西進し中国電力株式会社島根原子力発電所用地との境界に至り、更に同境界より宮崎鼻の海岸線に至り、同海岸線(昭和59年当時)を東進し、御津漁港内の御津港沖防波堤燈台を経て御津集落東端より主要地方道松江鹿島美保関線と県道御津東生馬線との交点に至り、県道御津東生馬線を南進して前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑦⑮	森林	布部ダム 196	安来市	安来市広瀬町布部地内の国道432号線と市道川奥2号線の交点を起点とし、布部ダム堰堤上の市道川奥2号線を東進し椿原橋に至り、同地点から林道椿原線を南西進し同林道終点に至り、同地点から稜線を西進し、山頂(483.5m)に至り、同地点から稜線を北西進し国道432号線に至り、同線を北東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑦⑯	繁殖	大森 29	隠岐郡隠岐の島町	隠岐の島町都万大字津戸大森島全域とする。	〃
⑦⑰	身近	西忌部 130	松江市	松江市西忌部町中組地内の市道堂廻忌部開拓線と市道中組5号線との交点を起点として、市道中組5号線及び小径を東南に進み市道大向1号線に接し、同地点より市道大向1号線を東に進み左水の谷に至り、同谷を南に進み市道堂廻忌部開拓線に接し、同線を南西に進み道路上の雲南市界に至り、同界を北西に進み旧玉湯町界に至り、同界を北に進み小径に接し、同小径を東に進み市道堂廻忌部開拓線に接し、同線を東に進み前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑦⑱	森林	嵯峨谷 1,207	益田市	益田市美都町都茂地内の林道美都自然の森線(旧県道美都四見線)と林道都茂市金線の交点を起点とし、同林道を北西進し同林道支線との交点に至り、同林道支線を北進し益田市美都町都茂大鳥に至り、同林道支線と林道大鳥線の交点に至り、同林道を北東進し益田市美都町都茂と同町宇津川との境界に至り、同界を東進し益田市四見町界に至り、同界を南進し春日山を経て同界を西進し、葛木炭山往還道通称17曲がりを経て益田川に至り、同川を東進し同川と県道美都四見線との交点に至り、同県道を南西進し前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑦⑲	森林	三ツ石山 130	浜田市	浜田市旭町地内の三ツ石山国有林1229林班及び民有林328, 329, 330林班の区域とする。	〃
⑧⑰	渡来	神戸川 375	出雲市	日本海岸と出雲市西園町と出雲市大社町杵築西の町界の接点を起点に南東進し、新内藤川に至り、新内藤川右岸に沿って南東進し、市道長浜338号線に至り、同市道を南東進し、市道長浜374号線に至り、同市道を南進し、県道外園高松線に至り、同県道を西進し市道長浜神社下線に至り、同市道を北西進し市道蛇島崎屋線に至り、同市道を南進し外園町と西園町との町界に至り、同町界を南西進し日本海岸に至り、同海岸線を北進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑧⑱	身近	三隅海岸 37	浜田市	本海岸と浜田市三隅町地内の市道須津中央線との交点を起点とし、同市道を南進しJ R山陰本線に至り、同線を西進し浜田市と益田市の市界に至り、同界を北進し日本海岸に至り、同所より海岸線を東進し前記起点とを結んだ区域内及び須津漁港沖合いの大島全域とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
⑧2	渡来	(国指定) 中海 7,947	松江市、安来市	鳥取県米子市と島根県安来市との境界と中海の平均水位(東京湾平均海面(T.P.)+0.2m)の水際線(以下「湖岸線」という。)との交点を起点とし、同所から湖岸線を西進し十神山の北西端に至り、同所から同所と亀島埋立地北東端を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から湖岸線を西進し伯太川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南進し新飯島橋との交点に至り、同所から同橋を西進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し同川河口左岸に至り、同所から湖岸線を西進し吉田川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南進し福井大橋との交点に至り、同所から同橋を西進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し同川河口左岸に至り、同所から湖岸線を北西に進み島根県安来市赤江町字新武領3415番地50の北東端に至り、同所から同所と飯梨川河口右岸を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同川右岸の堤防法線を南進し東赤江大橋との交点に至り、同所から同橋を西進し同川左岸の堤防法線との交点に至り、同所から同線を北進し同川河口左岸に至り、同所から同所と同町字新武領3361番地37の北西端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線を南進し田頼川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南進し渡り橋との交点に至り、同所から同橋を南西に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し同川河口左岸に至り、同所から湖岸線を南西に進み意宇川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南西に進み意宇橋との交点に至り、同所から同橋を北西に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東に進み同川河口左岸に至り、同所から湖岸線を北西に進み大橋川河口右岸に至り、同所から同川右岸を2,625m西進し同川右岸と同川右岸の水門との交点に至り、同所から同所と同川河口左岸から同川左岸を1,670m西進した点を結ぶ直線を北進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を600m東進し同川左岸と同川左岸の水路との交点に至り、同所から同水路を北進し県道本庄福富松江線との交点に至り、同所から同県道を1,390m北東に進み水路との交点に至り、同所から同水路を南東に進み湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を北東に進み和名鼻突堤北端に至り、同所から同突堤横断方向に引いた線を北東に進み湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を北進し係留施設の北端に至り、同所から同所と和名鼻突堤南端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と森山堤東端を結ぶ直線を南進し同所に至り、同所から森山堤横断方向に引いた線を南西に進み湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を南進し大海崎堤北東端に至り、同所から大海崎堤横断方向に引いた線を南東に進み湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を東進し江島東端に至り、同所から湖岸線を北西に進み島大橋南側から南東に50mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同線を北東に進み湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を南東に進み粟島神社西の水路との交点に至り、同所から同水路を北東に進み同神社境内地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み米子水鳥公園第二駐車場西端に至り、同所から同駐車場北側境界線を北東に進み米子市道彦名西横線との交点に至り、同所から同道路を南東に進み同神社境内地東端に至り、同所から同神社境内地境界線を南西に進み湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を東進し米子港西側ふ頭南端に至り、同所から同所と湊山公園区域北西端を結ぶ直線を東進し同所に至り、同所から同公園区域界を東進し深浦橋との交点に至り、同所から同橋を南進し新加茂川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み同川河口左岸に至り、同所から湖岸線を南進し錦海橋との交点に至り、同所から同橋を西進し湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を北進しゆうなぎ橋との交点に至り、同所から同橋を南東に進み国道9号線との交点に至り、同所から同道路を南進し江淵橋との交点に至り、同所から同橋を南西に進み同橋南西端に至り、同所から湖岸線を西進し起点に至る線により囲まれた区域(中海干拓地の湖岸線で囲まれた区域及び彦名干拓地(米子水鳥公園区域西端と沖俣岩東端を結ぶ直線と湖岸線との交点を起点とし、同所から同所と同公園区域西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同公園区域西側境界線を北東に進み同公園区域北端に至り、同所から同所と米子市彦名町字乗越川三1952番地の南西端を結ぶ直線を北東に進み湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域を除く。)の湖岸線で囲まれた区域を除く。)	令和6.11.1 ? 令和16.10.31

面積合計 45,164.33ha (うち国指定 15,846.00ha、県指定 29,318.33ha)

## 2. 休 獵 区

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
①	—	西村地区 781	隠岐郡隠岐の島町	町道中村2号線の終点を起点とし、同起点から日本海岸を海岸沿いに南東進し、中村漁港線終点に至り、同線を南西進し国道485号線に至り、同国道を南東進し県道中村津戸港線に至り、同県道を南西進し林道一の坂線の起点に至り、同線を西進し林道一の坂大時線に至り、同線を北東進し西村農道に至り、同道を南西進し町道中村49号線に至り、同町道を北西進し町道山田36号線の終点に至り、同町道を北進し国道485号線に至り、同国道を北進し林道西ノ浦線に至り、同林道を西進し隠岐の島町西村と伊後の境界川に至り、同川を150m南東進し、同地点から稜線を500m北東進し、同地点より道路(歩道)中心線から100m線境を650m南進し、同地点から200m北東し稜線に至り、同地点から稜線を400m南東進し、同地点から稜線を250m南進し、同地点から谷線を東進し、前起点を結んだ区域内とする。	令和5.11.1 ? 令和8.10.31

面積合計 781.00ha



### 3. 特定猟具使用禁止区域（銃）

番 号	区分	名 称 (ha)	所 在 地	区 域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
①	—	阿 須 那 60	邑智郡邑南町	邑南町阿須那地内阿須那橋を起点として、出羽川右岸を西進し木須田橋に至る。同橋より町道木須田川淵線を北進し芋畑橋をわたり、主要地方道浜田作木線との交点に至る。交点より同主要地方道を南進して前記起点と結んだ区域内とする。	平成27.11.1 ＼ 令和7.10.31
②	—	口 羽 105	邑智郡邑南町	邑南町下口羽地内主要地方道甲田作木線と町道西之原坪木線との交点を起点とし、同主要地方道を北西進して根布中線との交点に至り、交点より北西進し主要地方道浜田作木線との交点に至り、交点より同主要地方道を西進し町道細里原田線との交点に至る。同地点より細里橋を渡り出羽川左岸を下流に向かって東進して県防災行政無線ケーブルとの交点に至り、当該地点より直線で口羽駅跡地へ結び、同駅跡地より廃線跡地を北西進し第2口羽トンネル入口に至り、同地点より垂直に一般県道邑南美郷線へ結ぶ。同一般県道を北西進して廃線跡地との交点に至り、交点より廃線跡地を北西進し広島県との県境に至り、県境を江の川上流に向かって進み両国橋に至る。当該地点より主要地方道甲田作木線を南西進し町道西之原坪木線との交点に至り、交点より町道を南東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
③	—	三 隅 1,481	浜田市	浜田市三隅町と浜田市折居町界と国道9号線との交点を起点とし、同9号線を南西に進み市道白砂小学校線との分岐点に至り、同市道を南進し農道石田線に至り、同農道を西に進み市道石田線に至り、同市道を西に進み国道9号線に至り、同国道を西に進み県道48号三隅美都線との分岐点に至り、同県道を南に進み市道田原向野田郷線との分岐点に至り、同市道を西に進み国道9号線との分岐点に至り、同国道を西に進み県道171号益田種三隅線との分岐点に至り、同県道を北に進み市道宮ヶ追釜屋線との交点に至り、同市道を北に進み日本海に至り、同海岸線に沿って東に進み浜田市三隅町と浜田市折居町界に至り、同所より前記起点と結んだ区域内とする。	〃
④	—	下 佐 世 124	雲南市	木次町と大東町の町境と主要地方道松江木次線を起点とし、同線を東進し、市道免別線を経て市道佐世線を北進し、加茂町と大東町の町境の尾根を南進し前記起点を結んだ区域内とする。	〃
⑤	—	乙 木 池 48	出雲市	市道大畑畑線と市道小境伊野線の交点を起点とし、同市道を経て北進し、市道伊野本線との交点に至り、同市道を北進し市道野郷小林縄手井線との交点に至り、同市道を経て市道堂の本畑線との交点に至り、同市道を西進し市道大畑畑線との交点に至り、同市道を南進し前記起点と結んだ区域とする。	〃
⑥	—	赤 江 67	安来市	市道切川津田平線中津橋と市道飯島荒島線東赤江大橋間の飯梨川両岸堤防上道路に囲まれた区域内とする。	平成28.11.1 ＼ 令和8.10.31
⑦	—	加 茂 38	雲南市	市道岸田線加茂大橋と県道木次直江停車場線八口橋間の赤川両岸堤防上道路に囲まれた区域内とする。	〃
⑧	—	三 刀 屋 81	雲南市	国道54号線と主要地方道出雲三刀屋線の交差点を起点とし、同国道を新三刀屋大橋まで進み、同地点から三刀屋川左岸堤防上道路を市道地王三谷線地王橋に至る。同地点から同市道を北進し、市道土手内線に接する。同地点から同市道を東進し主要地方道出雲三刀屋線に接し、同県道を南進し前記起点と結んだ区域及び国道54号線と県道出雲三刀屋線の交点を起点として同国道を北東進し市道里熊小原線に至り、同市道を北進し斐伊川管理道に至り、同管理道を北進し斐伊川三刀屋川の合流点に位置する堰に至り、同堰を三刀屋川に西進し県道26号出雲三刀屋線に至り、同県道を南西進し市道土手内線に至り、同市道を南西進し県道26号出雲三刀屋線に至り、同県道を南西進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑨	—	名 分 12	松江市	主要地方道松江鹿島美保関線と市道一矢丸山線との交点を起点とし、同市道を北進し市道湯戸一矢線に至り、同市道を南東進し湯戸1号農道に至り、同農道を南進し市道原田線に至り、同市道を西進し主要地方道松江鹿島美保関線に至り、同主要地方道を西進し前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑩	—	三 瓶 ダ ム 50	大田市	大田市三瓶町地内の県道大田佐田線と大邑農道との交点を起点として、同起点から同農道を南東進し市道水辺の広場線に至り、同線を西進し、市道さひめ湖線を経由して三瓶ダム堤体に至る。同堤体を北進し県道大田佐田線に接し、同県道を東進し前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑪	—	久 佐 210	浜田市	県道114号今福芸北線と市道上長屋上組線との交点を起点とし、同県道を南東進し市道金田久佐線との交点に至り、同市道を西進し市道上長屋上組線との交点に至り、同市道を北進し前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
⑫	—	七 条 67	浜田市	市道小笹吉留線と市道開拓線との交点を起点とし、市道開拓線を北進し若林町内会と新開町内会の町内会境との交点に至り、同町内会境を北進し浜田市佐野町境との交点に至り、同町境を東進し若林町内会と金田町内会との町内会境との交点に至り、同町内会境を南進し若林町内会と吉留町内会との町内会境に至り、同町内会境を南西進し市道小笹吉留線との交点に至り、同市道を西進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区 域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
⑬	—	出雲平野 9,739	出雲市	出雲市園町地内の境川河口右岸を起点として、同川右岸を北進し国道431号線に至り、同国道を西進し市道布崎浜線に至り、同市道を北西進し市道多久灘線に至り、同市道を北西進し市道布崎浜線に至り、同市道を西進し県道小伊津港線に至り、同県道を南進し市道大橋宮西線に至り、同市道を西進し県道鱒淵寺線に至り、同県道を西進し市道国富6号線に至り、同市道を南西進し市道国富幹線農道に至り、同市道を南進し市道口宇賀西代本線に至り、同市道を南東進し国道431号線に至り、同国道を西進し日本海岸に至り、同海岸を南進し出雲市外園町と出雲市西園町との町界に至り、同町界を北東進し市道蛇島崎屋線に至り、同市道を北進し市道長浜神社下線に至り、同市道を南東進し県道外園高松線に至り、同県道を東進し市道長浜320号線に至り、同市道を南進し市道高見幹線に至り、同市道を南西進し市道蛇島崎屋線に至り、同市道を南進し国道9号線に至り、同国道を東進し市道神西61号線に至り、同市道を南進し市道古志67号線に至り、同市道を東進し市道古志106号線に至り、同市道を北東進し市道簸川南広域農道に至り、同市道を北東進し市道多岐江南出雲線に至り、同県道を北東進し市道神門312号線に至り、同市道を北東進し市道本郷新宮線に至り、同市道を南進し市道古志67号線に至り、同市道を東進し市道古志106号線に至り、同市道を北東進し市道簸川南広域農道に至り、同市道を北東進し市道大津222号線に至り、同市道を東進し市道出雲三刀屋線に至り、同県道を北進し国道9号線に至り、同国道を東進し市道斐川8号線に至り、同市道を南進し市道斐川108号線との交点に至り、同交点を北東進し出西裏川に至り、同川を北東進し新建川に至り、同川を北東進し穴道湖に至り、同湖岸を北東進し穴道湖鳥獣保護区(国指定)との境界線に至り、同境界線を北進し前記起点を結んだ区域内とする。 ただし、穴道湖鳥獣保護区(県指定)、斐伊川鳥獣保護区、一ノ谷鳥獣保護区、湊原鳥獣保護区、神戸川鳥獣保護区の区域内を除く。	平成28.11.1 5 令和8.10.31
⑭	—	桜湖・いわみ おろち湖 76.4	浜田市	県道黒沢安城浜田線と市道浜田金城線との交点を起点とし、同市道を南東進し市道七条旧国道線に至り、同市道を南東進し市道伊木長見線に至り、同市道を南進し貯水池徒歩道に至り、同徒歩道をダム湖沿いに進み林道長見東線に至り、同林道を西進し県道黒沢安城浜田線に至り、同県道を北進し前記起点と結んだ区域内、また、浜田ダム堤体、および、第二浜田ダム設計洪水位湛水区域とする。	〃
⑮	—	益 田 3,967	益田市	益田市津田町地内の津田川と市道中島木部線との交点を起点とし、同市道を南西進し県道309号東仙道津田停車場線との交点に至り、同県道を南東進し市道日原大下線との交点に至り、同市道を南進し県道171号益田種三隅線との交点に至り、同県道を南西進し国道191号線との交点に至り、同国道を東進し県道54号益田澄川線との交点に至り、同県道を南西進し市道堀川住吉線との交点に至り、同市道を北進し市道城山住宅線との交点に至り、同市道を南西進し市道住吉神社線との交点に至り、同市道を北西進し市道迫山住吉線との交点に至り、同市道を西進し市道幸町土井溢線との交点に至り、同市道を南進し市道土井線との交点に至り、同市道を西進し市道多田線に至り、同市道を西進し市道多田俣賀線との交点に至り、同市道を南西進し市道多田角井線との交点に至り、同市道を西進し市道横川線との交点に至り、同市道を北進し市道今西線との交点に至り、同市道を西進し市道休溢住宅1号線との交点に至り、同市道を南進し市道休溢住宅2号線との交点に至り、同市道を南進し市道休溢支線との交点に至り、同市道を南西進し私道に至り、同私道を北西進し市道紅葉ヶ丘線に至り、同市道を北西進し市道吉田俣賀線との交点に至り、同市道を北進し県道35号益田停車場線との交点に至り、同県道を西進し国道9号線との交点に至り、同国道を南進し市道須子飯田線との交点に至り、同市道を西進し高津川左岸との交点に至り、同岸を南西進し市道内田安富線との交点に至り、同市道を西進し市道虫追山線との交点に至り、同市道を西進し市道虫追山根線との交点に至り、同市道を北進し市道内田安富線との交点に至り、同市道を北進し県道14号益田阿武線との交点に至り、同県道を南西進し市道雁丁線との交点に至り、同市道を北西進し国道191号線との交点に至り、同国道を東進し喜阿弥川左岸との交点に至り、同岸を北進し海岸線との交点に至り、同海岸線を北東進し津田川との交点に至り、同川を東進し前記起点と結んだ区域内とする。	平成29.11.1 5 令和9.10.31
⑯	—	伯太川上流 172	安来市	市道西母里井尻線と町境との交点を起点とし、同境界線を北進して市道長田清瀬線との交点に至り、同市道を南東進して山林と耕地の地界を進み、市道長田後田線に至り同市道を南進して市道長田二軒茶屋線に至り、同市道を南東進して県道米子広瀬線に至り、同県道を南東進し市道原代宮内線との交点に至り、同市道を南西進して市道中村横山線に至り、同市道を北西進して市道母里安田線に至り、同市道を北西進、南西進して伯太川右岸堤防上道路に至り、同道路を南進して主要地方道安来伯太江南線に至り、同道路を南進して市道西母里井尻線との交点に至り、同市道を北進して前記起点と結んだ線とする。	〃
⑰	—	富 田 117	安来市	市道富田線と町界との交点を起点とし、起点から飯梨川下流へ延びる河川管理道路を北進し、主要地方道安来木次線矢田橋に至り、同県道を東進し市道矢田新宮線との交点に至り、同市道を南進し市道新宮福頼線に至り、同市道を南進し市道下田原2号線に至り、同市道を南進し市道新宮下田原線に至り、同市道を南進し下田原橋より市道福頼菅原線に至り、同市道を南進し市道福頼1号線に至り、同市道を西進し上福頼橋より県道安来木次線に至り、同県道を北進し国道432号線に至り、同国道を北進し河川管理道路に至り、同管理道を北進し市道月山線に至り、同市道を北進し主要地方道安来木次線に至り、同県道を北進し市道富田線に至り、同市道を北進し前記起点と結んだ範囲内とする。	〃
⑱	—	山佐ダム 25	安来市	広瀬町上山佐地内主要地方道安来木次線と山佐ダム堰堤左岸を基点として市道幸谷線を南進及び西進し、安来木次線との交点に至り、同線を東進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑲	—	斐伊川 300	出雲市	斐伊川架橋神立橋から上流森坂大橋までの河川敷内とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
⑳	—	三瓶川 20	大田市	三瓶川架橋井手口橋から下流静岡川との合流点までの河川敷内とする。	平成29.11.1 ↳ 令和9.10.31
㉑	—	東仙道 60	益田市	国道191号線と町道下都茂日陰線との交点を起点とし、同町道を西進し国道191号線との交点に至り、同国道を北西進し町道小原朝倉線との交点に至り、同町道を北進し町道仙道下線との交点に至り、同町道を東進し町道小原朝倉線との交点に至り、同町道を北東進し町道久原三谷線との交点に至り、同町道を南東進し益田川との交点に至り、同川を東進し国道191号線との交点に至り、同国道を東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
㉒	—	日原 340	鹿足郡津和野町	国道9号線と県道224号青原停車場線との交点を起点とし、同県道を東進し町道曾庭青原線との交点に至り、同町道を南東進し大字富田と大字池村との大字界との交点に至り、同大字界を北東進し大字添谷と大字池村の大字界との交点に至り、同大字界を南東進し大字河村と大字池村の大字界との交点に至り、同大字界を南西進し町道日原青原線2号との交点に至り、同町道を東進し町道日原青原線1号との交点に至り、同町道を南進し国道187号線との交点に至り、同国道を北西進し国道9号線との交点に至り、同国道を北西進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
㉓	—	中山 31	鹿足郡吉賀町	県道3号新南陽日原線と国道187号線との交点を起点とし、同国道を南進し高津川と国道が平行になる地点付近の河川管理道との交点に至り、同河川管理道を西進し町道柳原線との交点に至り、同町道との交点から高津川対岸の民家裏山麓に至り、同山麓界を民家進入路に至り、同進入路を南西進し林道大野原線との交点に至り、同林道を西進し町道柿木長崎線に至り、同町道を北進し柳原橋を渡り高津川対岸に至り、河川境界を下流方向に進み町道夜打原相生線の相生橋に至り、相生橋を対岸に渡り県道3号線新南陽津和野線との交点に至り、同県道を北東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
㉔	—	津和野 567	鹿足郡津和野町	町道鉄砲丁耕田線と県道13号萩津和野線との交点を起点とし、同県道を東進し国道9号線との交点に至り、同国道を南進し松谷トンネル出口に至り、トンネル出口付近より谷を北西進し桂川に至り、桂川より対岸の尾根を町道森野坂線に至り、同町道を北進しのちに西進し農業用ため池に至り、同ため池より山林界を西進しに北進し名賀川に至り、同川を北進し県道13号萩津和野線流鏑馬橋に至り、同県道を北進し県道17号線津和野田万川線との交点に至り、同県道を北進し町道喜時雨西線との交点に至り、同町道を北進し町道喜時雨線との交点に至り、同町道を北進し山麓界の作業路との交点に至り、同作業路をセリ池堤に至り、北進する小径を経て町道蕪坂線に至り、同町道を東進し田二穂と後田の境界との交点に至り、同境界を北東進し後田と寺田の境界に至り、同境界を北東進し町道鉄砲丁耕田線との交点に至り、同町道を南進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
㉕	—	山崎 80	松江市	市道東前田荒船線と市道福原7号線との交点を起点とし、市道福原7号線を北進し北山農免道路との交点に至り、同農道を東進し市道山崎川部中央線との交点に至り、同市道を南進し国道431号線に至り、同国道を西進し市道東前田荒船線との交点に至り、同市道を西進して前記起点とを結んだ区域内とする。	〃
㉖	—	山辺の池 91	安来市	市道赤崎吉岡線と市道赤崎長谷津線を起点とし、同市道を北進し長谷津6号線、加茂長谷津線、長谷津3号線、城谷18号線を経由して市道加茂山辺線に至り、同市道を南東進し沢吉岡線を経て赤崎農道に至り、同線を南西進し市道赤崎吉岡線に至り同市道を西進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
㉗	—	赤川 38	雲南市	赤川架橋加茂大橋から赤川架橋東大橋までの赤川両岸堤防上道路に囲まれた区域内とする。	〃
㉘	—	小境 180	出雲市	出雲市小境町の主要地方道斐川一畑大社線と市道平田松江幹線との交点を起点とし、同主要地方道を南進し国道431号線に至り、同国道を西進し市道鹿園寺西線との交点に至り、同市道を北進し市道平田松江幹線との交点に至る。同点より市道平田松江幹線を東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
㉙	—	神庭 171	出雲市	荒神谷史跡公園と市道斐川610号線を起点とし、同線を東進し市道斐川1468号線との十字路に達し、同線を北進して市道斐川382号線との三叉路に至り、同線を北東に進み新建川新橋に達し、新建川を西進し羽根川との合流点に至り、同川を南西に進み西谷川合流点岡島橋に達し、同川を南進し荒神谷史跡公園に至り、公園敷地を含み前記起点に至る区域とする。	〃
㉚	—	高尻川 77	鹿足郡吉賀町	吉賀町下高尻地内の高尻川と県道42号吉賀匹見線との交点(小田橋)を起点とし、同県道を南西進し、町道大和田伊勢原線に至り、同町道を南西進し、県道42号吉賀匹見線に至り、同県道を南西進し、町道伊勢原明地線に至り、同町道を南西進し、県道42号吉賀匹見線に至り、同県道を南西進し、町道七日市皆富線に至り、同町道を南西進のちに北西進し高尻川との交点(吉賀橋)に至り、同川を北東進し、前記起点と結んだ区域内とする。	平成30.11.1 ↳ 令和10.10.31
㉛	—	知夫 1,340	隠岐郡知夫村	隠岐郡知夫村知夫里島及び島津島とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
③②	—	意 宇 川 40	松江市	旧松江市と旧八雲村界と、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線意宇川鉄橋間の意宇川河川敷地内とする。	平成30.11.1 ↳ 令和10.10.31
③③	—	伯太川下流 68	安来市	旧安来市及び旧伯太町界から国道9号線安来新大橋間の伯太川河川敷とする。	〃
③④	—	敬 川 20	江津市	敬川河口から三兵衛橋までの河川及び河川敷内とする。	〃
③⑤	—	日 御 碕 2,230	出雲市	出雲市猪目町地内の県道斐川一畑大社線と市道猪目大社線の交差点を起点として、市道猪目大社線を南進し猪目峠に至り、同峠から県道斐川一畑大社線を経て鷺峠に至り同峠から旧鷺郷村界旧日御碕村界を経て市道旧大社日御碕線に接し、同線を南進し、県道大社日御碕線に至り同線を西進し稲佐浜に至り、同浜から海岸線を西進し日御碕港、宇籠港、鷺浦港、鷺峠港を経て猪目港に至り、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
③⑥	—	宇 津 川 35	益田市	市道堀河線と国道191号線との交点を起点とし、同国道を北西進し、市道大峠線との交点に至り、同市道を東進し、県道34号浜田美都線との交点に至り、同県道を北東進し、県道48号三隅美都線との交点に至り、同県道を北進し、市道宮ノ原西線との交点に至り、同市道を南進し、県道34号浜田美都線との交点に至り、同県道を東進し、市道大峠線との交点に至り、同市道を西進し、市道堀河線との交点に至り、同市道を南進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
③⑦	—	裏 匹 見 峡 33	益田市	国道488号線と広見川との交点を起点とし、同川を東進し、裏匹見峡自然探勝歩道との交点(流石の瀬上流)に至り、同歩道を南東進し、国道488号線との交点に至り、同国道を南西進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
③⑧	—	朝 倉 83	鹿足郡吉賀町	蓼野川と高津川との交点を起点とし、高津川右岸(下流に向かって右岸)を南進のちに東進し河川管理道と農道との交点付近に至り、同地点より対岸河川管理道の土地改良区内農道終点付近に至り、同地点付近の土地改良区内農道を東進し町道河内口仲ノ原線に至り、同町道を東進し土地改良区内農道との交点に至り、同農道を東進し延長線上の高津川左岸に至り、同川左岸を河内川との交点に至り、同川を南進し中国縦貫自動車道との交点に至り、同自動車道を西進し吉賀町朝倉と注連川との境界に至り、同境界を北進し県道12号線鹿野吉賀線との交点に至り、同川を北東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
③⑨	—	秋 鹿 97	松江市	国道431号線と市道大垣鍛冶屋谷線との交点より西へ200m進んだ地点を起点とし、同地点より北進し一畑電気鉄道の軌道との交点に至り、同軌道を東進し市道大垣鍛冶屋谷線に接し、同線及び市道布川1号線を北進し市道吉志大野線に接し、同線を東進し市道岡本本宮線に接し、同線を南進し国道431号線に接し、同線を東進し宍道湖岸に接し同湖岸を西進して起点と結んだ区域内とする。	〃
④⑩	—	松江橋南橋北 4,529	松江市	松江市末次町地内主要地方道松江鹿島美保関線上の宍道湖大橋北詰を起点とし、宍道湖岸を西進し佐陀川入口に至り、市道茶屋前橋線上の茶屋前橋に至り、同線を西進し国道431号線に至り、同線を西進し県道講武古江線に至り、同線を北進し旧松江市と旧鹿島町の境界に至り、同界を北東進し県道御津東生馬線に至り、同線を南進し林道東西生馬線に至り、同線を東進し市道東生馬講武線に至り、同線及び比津が丘東生馬線を南進し市道東生馬2号線に至り、同線及び智者ヶ池東生馬線、春日法吉団地線を南進し市道唐梅常福寺線に至り、同線を東進し市道西原法吉線に至り、同線を南進し市道奥谷9号線との交点(松江市奥谷町)に至る。市道奥谷9号線、奥谷1号線、奥谷2号線を東進し市道奥谷中央線に至り、同線を南進し市道北堀石橋線に至り、同線及び市道石橋白鹿谷線を北東進し市道菅田比津線に至り、同線を東進し市道客ノ前3号線に至り、同線及び市道菅田池線を北進し市道一丁田宮ノ上線に至り、同線を東進し市道上浜弓団地1号線に至り、同線を北進し山林界を経て市道深町1号線に至り、同線を東進し市道橋本深町線に至り、同線を北進し市道諸田西持田線に至り、同線を東進し主要地方道松江島根線の交点に至る。同主要地方道を東進し市道西川津菅田線に至り、同線を南進し市道橋本市成線に至り、同線を南進し国道431号線に至る。同国道を西進し市道北部区画95号線に至り、同線を南進し市道北部区画102号線に至り、同線を南進し県道本庄福富松江線に至り、同線を東進し市道西尾大井線に至り、同線を東進し市道朝駒上宇部尾線に至り、同線を北進し県道本庄福富松江線に至り、同線を南進し市道西尾大井線に至り、同線を西進し手間神社北側に至り、同所より大橋川を横断し国道9号線に至り、同線を西進し市道矢田山代線に至り、同線を南進し国道432号線に至り、同線を南進し県道八重垣神社竹矢線に至り、同線を西進し市道大庭布志名線に至り、同線を西進し主要地方道松江木次線に至り、同線を北進し市道浜乃木乃木福富線に至り、同線を北進し忌部川上の福富橋に至る。福富橋より忌部川を河口まで進み宍道湖岸に至り、同湖岸を北進(宍道湖大橋経由)し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
④⑪	—	能 義 平 野 725	安来市	県道米子・広瀬線と主要地方道安来・木次線の交点を起点とし、主要地方道安来・木次線を北進し市道東中津14号線との交点に至り、同市道を東進し東切川橋に至り、同橋を東進し市道飯生切川線に至り、同市道を南進し市道赤崎吉岡線に至り、同市道を東進し赤崎農道に至り、同農道を北東進し市道沢吉岡線に至り、同市道を南進し伯太川堤防道路に至り、同道路を南進し主要地方道安来・伯太・日南線に至り、同主要地方道を南進し県道米子・広瀬線に至り、同県道を南西進し市道大塚下町線に接し、同市道を南東進し市道町後1号線に至り、同市道を南西進し市道国服鳥木線に至り、同市道を東進し県道布部・安来線に至り、同県道を南西進し市道柿谷町内線に至り、同市道を北西進し市道折坂飯場線に至り、同市道を北東進し県道米子・広瀬線に至り、同線を東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区 域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
④②	—	木 次 第 2 52	雲南市	国道314号線と市道西日登上熊谷線の交点を起点とし、同所から国道314号線を南進して県道掛合大東線に至り、同県道を西進し、市道西日登上熊谷線に至る。同市道を北進して、前記起点と結んだ区域内とする。	平成30.11.1 ＼ 令和10.10.31
④③	—	三 代 153	雲南市	県道木次直江停車場線と市道三代線との接点を起点とし、同市道を北東に進み、市道三代南加茂連絡線との接点に至り、同市道を南南東に進み、宇治西農道と接する。それより同農道を東に進み、三代と南加茂との境界に至る。それより三代と南加茂の境界を南東に進み、市道三代南加茂連絡線との交点に至り、同市道を西に進み、中国横断自動車道尾道松江線の交点に至る。それより、同自動車道を南南西に進み、県道木次直江停車場線の交点に至る。それより、同県道を北西に進み、起点に至る区域内とする。	〃
④④	—	安 来 町 240	安来市	市道隠谷線と国道9号線の交点を起点とし、国道9号線を西進し市道和田南線に接し、同線を南進し西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に接し、同線を西進し伯太側に接し、同川右岸を北進し中海に至り、さらに海岸沿いに東進し十神大橋を経て、さらに海岸沿いに東進し、安来港を経て市道東十神20号線に接し、同線を東進し市道東十神23号線に接し、同線を東進し市道隠谷線に接し、同線を東進し県道黒井田安来線に接し、同線を東進し市道隠谷線に接し、同線を南進して起点と結んだ区域内とする。	令和1.11.1 ＼ 令和11.10.31
④⑤	—	才 218	松江市	松江市宍道町佐々布地内の国道54号線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同山陰本線を東進し市道菅町下倉線と接し、同線を東進し市道才東側線と接し、同線を東進し市道宍道中央線と接し、同線を南進し市道才東側線と接し、同線を東進し市道菅町下倉線と接し、同線を東進し市道下倉上組1号線と接し、同線を南進し市道下倉穴田線と接し、同線を南進し市道大森上來待線に接し、同線を西進し国道54号線に接し、同線を北進し起点と結んだ区域内とする。	〃
④⑥	—	小 田 20.45	出雲市	県道佐田・小田停車場線下田橋西側を起点とし、同道を南進し、農道菅沢本線との交点に至り、同道を南進後市道菅沢支線との交点に至り、同道を北西進し、市道神主山線に至り、同道を北西進し、市道山の空後畑線との交点に至り、同道を北進し、市道多伎学校線との交点に至り、同道を東進し前記起点とを結んだ区域とする。	〃
④⑦	—	八 戸 ダ ム 137	浜田市、江津市、 邑智郡邑南町	八戸ダム堤体（管理用建屋を含む）を起点として、江津市市道戸川川下線・邑南町町道川下線を日貫川上流方向に進み、邑南町町道川下線新田橋に至る。新田橋と日貫川左岸ダム常時満水位（E L =124.60m）との交点より日貫川左岸ダム常時満水位を下流方向に進み八戸川右岸常時満水位に移行し、同満水位を八戸川上流方向に進みトラス橋との交点に至る。同地点よりトラス橋を左岸に渡り浜田市市道八戸線との交点に至る。同地点より浜田市市道八戸線・江津市市道戸川線を八戸川下流方向に進み起点である八戸ダム堤体に囲まれた区域とする。	〃
④⑧	—	千 本 ダ ム 17	松江市	松江市水道水神社を起点とし、千本堰堤侵入路を東進し、主要地方道松江木次線に至り、同線を南西進し、市道玉湯岩坂線に至り、同線を西進し、市道一崎1号線に至り、同線を北進し、市道下忌部一崎線に至り、同線を北東進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
④⑨	—	大 谷 ダ ム 25	松江市	大谷堰堤を起点とし、大谷堰堤進入路を東進し、市道佐草大谷平原線に至り、同線を南進し、宍道湖南部地区広域農道に至り、同線を西進し、大谷ダム巡視道（忌部第37号線）に至り、同線を北進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑤⑩	—	銚 子 ダ ム 25	隠岐郡隠岐の島 町	銚子ダムと県道中村津戸港線の交点（ダム管理所前）を起点とし、同県道をダム湖沿いに北に進み、林道中谷1号線との交点に至り、寄ガ原橋を渡り同林道をダム湖に沿って進み、林道中谷2号線との交点に至り、中谷橋を渡り同林道をダム湖に沿って進み、町道南谷線の交点に至り、同町道をダム湖に沿って北東に進み、林道南谷線の交点に至り、湧谷橋を渡り同林道をダム湖に沿って進み、ダム堤体の上を西進し前記起点と結んだ区域内及び県道中村津戸港線より西側のダム湖の常時満水位面をとす。	令和2.11.1 ＼ 令和12.10.31
⑤⑪	—	坂 坊 3.4	出雲市	出雲市野石谷町の明地池湛水面区域内とする。	〃
⑤⑫	—	木 次 406	雲南市	国道54号線と市道下熊谷2号線の交点を起点として同市道を南進し市道下熊谷中央線に至り、同市道を南進し市道下熊谷線に至り、同市道を南進し市道西日登上熊谷線に至り、同市道を南進し国道314号線に至り、同国道を南東進し市道能間線に至り、同市道を南東進し一般県道掛合大東線に至り、同一般県道を東進し市道新市坂本口線に至り、同市道を北西進し一般県道稗原木次線木次橋を経て主要地方道安来木次線に至り、同主要地方道を北進し市道里熊本通り線に至り、同市道を北進し国道54号線に至り、同国道を南西進し前記起点と結んだ区域内とする。ただし、健康の森鳥獣保護区区域内を除くものとする。	令和4.11.1 ＼ 令和14.10.31
⑤⑬	—	川 本 278	邑智郡川本町	邑智郡川本町川下地内の川本町・江津市境と国道261号線との交点を起点とし、同国道を北東進し、県道川本波多線との交点に至り、同県道を東進し、県道川本大家線との交点に至り、県道川本大家線を東進し、川本町谷戸地内谷戸橋を渡り、県道別府川本線を東進し、県道仁摩邑南線との交点に至り、県道仁摩邑南線を東進し、県道別府川本線との交点に至り、県道別府川本線を東進し、川本町と美郷町境との交点に至る。同町境にそって東進し、県道川本波多線との交点に至り、同県道を西進し、県道仁摩邑南線との交点に至り、県道仁摩邑南線を西進し、県道別府川本線との交点へ至り、県道別府川本線を西進し、県道日貫川本線を通り、川本町と江津市境との交点に至る。同町境界にそって前述起点を結んだ区域内とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
54	—	上ノ台 238	安来市	主要地方道安来伯太日南線と市道与市峠之内線の交点を起点とし、市道与市峠之内線を東進、山林に至り、さらに稜線沿いに東進し、上の台緑の村の管理地北端に達し、さらに東進し市道寸次上の台線に至り同線を南進し、市道赤屋峠之内線を経て県道西伯伯太線に至り、同線を西進し主要地方道安来伯太日南線に接し、同線を北進して前記起点と結んだ区域内とする。	令和4.11.1 ～ 令和14.10.31
55	—	みやび湖 134	浜田市、益田市	県道179号黒沢安城浜田線の御部ダム管理事務所を起点とし、同県道を北東に進み浜田市市道安養寺線に至り、同市道を南に進み道田坊橋を経て浜田市市道熊の山川平線に至る。同市道を西に進み浜田市市道坂井川線に至り、同市道を南に進み益田市市道坂井川三隅線を経て大井手橋に至り、同所より益田市市道大井手三隅線を北に進み御部ダム堰堤道を経て前記起点に至る区域内とする。	〃
56	—	飯田 38	雲南市	主要地方道松江木次線と市道飯田養賀線の交点を起点として同市道を西進し市道狩山線に至り、同市道を南進し市道狩山支1号線に至り、同市道を南東進し市道狩山ふれあいの丘線に至り、同市道を東進し柿坂ふれあいの丘線に至り、同市道を東進し主要地方道松江木次線に至り、同主要地方道を北東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
57	—	大野原 58	鹿足郡吉賀町	高津川月瀬堰堤の左側の稜線と町道向月瀬線の交点を起点とし、同稜線を南西進し、標高400mの地点に至り、同地点を稜線沿いに南進し、標高500mの地点に至り、同地点を宮ヶ道谷川沿いに東進し、同川と町道向月瀬線の交点に至り、同町道を北進し、前記起点と結んだ区域とする。	〃
58	—	差海川 12.1	出雲市	国道9号線と市道西浜中央線との交点を起点とし、同国道を南進し、十間川左岸に至り、同川左岸を西進し、市道西浜中央線に至り、市道蛇島南1号線を西進し、市道差海線に接し、同市道をさらに西進し、市道差海中組線に接し、同市道を西進し、市道差海四ツ角線に接し、同市道を北西進し、市道差海下橋線に接し、同市道を北進し、十間川左岸に至り、同左岸を河口に進み、河口から同川右岸を南東進し、市道蛇島川前支線に接し、同支線を経て、市道蛇島川前線に至り、同市道を東進し、市道西浜中央線に接し、同市道を東進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
59	—	古江 78	松江市	松江市打出町の国道431号線と市道南浜線との交点を起点とし、同国道を西進し市道東長江古曾志線に至り、同線を東進し市道後谷線に至り、同線を北進し後谷2号線に至り、同線を東進し市道後谷中央線に至り、同線を南進し市道打出2号線に至り、同線を東進し市道東長江古曾志線に至り、同線を東進し市道南浜線に接し、同線を東進して前記起点と結んだ区域内とする。	令和5.11.1 ～ 令和15.10.31
60	—	八雲 195	松江市	国道432号線と市道日吉団地中央線との交点を起点とし、同国道を北進し八雲町大草町界に至り、同界を東進し市道日吉坪ノ内線に至り、同線を南進し市道切通和田平線に至り、同線を東進し市道サニーハイツ和田平線に至り、同線を南進し市道サニーハイツ13号線に至り、同線を南進し宅地界（日吉台サニーハイツ）に至り、同界を南進し市道川向サニーハイツ線と川原川の交点に至り、同河川及び合流後の東岩坂川右岸を西進し国道432号線（要害橋）に至り、同線を南進し市道東本郷線に至り、同線を南進し国道432号線に至り、同線を横断して市道安田別所線に至り、同線を南進して市道折原線に至り、同線を西進して市道八雲小学校前線に至り、同線を西進し八雲小学校裏に至り、同地点より八雲中学校裏の耕地界を西進し主要地方道大東東出雲線に至り、同線を南進し市道森脇平原線（島原橋）に至り、同線を西進し市道太田島村線に至り、同線を北進し市道森脇組内線に至り、同線を北進し市道山川太田線に至り、同線を北進し市道元田平原線に至り、同線を東進し主要地方道大東東出雲線に至り、同線を北進し市道西本郷線に至り、同線を北進し市道日吉団地中央線に至り、同線を北進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
61	—	井尻 65	安来市	主要地方道安来伯太日南線と市道井尻日次線との交点を起点とし、同市道を南進し主要地方道安来伯太日南線に至り、同線を南進し市道日次横屋線に至り、同線を北進し市道日次尾崎線に至り、同線を北進し農道日次3号線に至り、同線を東進し農道日次4号線に至り、同線を東進し伯太川に至り、同河川左岸及び河川管理道を東進し市道天神線に至り、同線を北進し市道三坂線に至り、同線を北進し主要地方道安来伯太日南線に至り、同線を東進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
62	—	斐伊川第2 154	出雲市、雲南市	斐伊川架橋里熊大橋から下流森坂大橋までの河川敷内とする。	〃
63	—	宇賀池 7	出雲市	簸川南広域農道と市道下古志宇賀尻線との交点を起点とし、同起点から同広域農道を南西に進み、下古志一般農道との交点に至り、同一般農道を北西に進み、市道神門212号線を経て市道下古志宇賀尻線との交点に至り、同市道を南東に進み前記起点と結んだ区域とする。	〃
64	—	桜江 124	江津市	国道261号線桜江トンネルの桜江町側の出口を起点として、同国道を南東進し同国道榎谷橋（大貫橋右岸より400m下流）に至り、同橋から対岸の町道川戸渡田線桐ヶ谷橋（大貫橋左岸より400m下流）へ南進する。同橋から同町道を西進し桜江大橋に至り、同橋から県道三次江津線を北西進し、1.3km北東進し、対岸に桜江トンネル出口を望む地点（三次江津線終点からは1.9km）に至り、同地点を北東進して前記起点と結んだ区域内とする。	〃
65	—	枕瀬山 58	鹿足郡津和野町	国道187号線の枕瀬橋を起点とし、同国道を南東進し日原大橋に至り、同大橋から高津川左岸を南東進し真名古谷本谷に至り、同谷を南西進し林道栃ノ木線に至り、同林道を北西進し同林道と林道枕瀬山線を結ぶ森林管理道を経由して林道枕瀬山線に至り、同林道を南西進し同林道と町道通岩土井敷線を結ぶ道路を経由して同町道に至り、同町道を西進し宝泉橋に至り、同橋から津和野川右岸を北進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
⑥⑥	—	岬 625	隠岐郡隠岐の島町	今津漁港東沖護岸を起点とし、町道磯286号線に至り、同線及び同線に連なる臨港道路（外周路）を北西進のち南東進し、今津地区集落排水処理施設に至り、同排水処理施設前の道路を北西進し町道磯276号線に至り、同線を北進し町道磯168号線に至り、同線を北進し旧今津小学校（現隠岐の島町教育委員会）校門前の道に至り、同道を西進し旧今津小学校山側法面に至り、同地点より旧今津小学校と法面の境を北進し町道磯261号線に至り、同線を北進し町道磯260号線に至り、同線を北進し町道磯257号線に至り、同線を東進し町道今津岸浜線に至り、同線を東進し主要地方道隠岐空港線に至り、同地点より同主要道を南東進し町道磯291号線に至り、同線を北進し町道磯281号線との交点に至り、同地点より北北東に直進し岬田垣地区谷川上流を通り、川原田川支流の谷川に沿って下り、川原田武に接する地点へ達する。同地点より西郷湾海岸線を北北東進し、高井渡船場を回り鉾ヶ崎に至り、同崎より海岸線を南進し、鳥貝崎・白崎を通り、更に同海岸線を西進し、前記起点と結んだ区域内とする。	令和5.11.1 ～ 令和15.10.31
⑥⑦	—	大長見ダム 113	浜田市	大長見ダムと市道石見南22号線との交点（ダム管理所前）を起点とし、同市道をダム沿いに東進し、県道黒沢安城線との交点に至り、同県道を南東進し市道石見南56号線との交点に至り、同市道をダム湖に沿って進み上大長見橋を渡り市道大長見線との交点に至り、同市道をダム湖に沿って進み県道黒沢安城浜田線との交点に至り、同県道を南進し市道芦谷線との交点に至り、同市道をダムに沿って進み、ダム堤体の上を通り前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑥⑧	—	石見 185	邑智郡邑南町	邑南町中野地内、西念寺橋を起点として、町道石見中央線を南西進し矢上地内に入り、さらに同町道を西進して主要地方道浜田作木線との交差点に至り、この地点から主要地方道浜田作木線を北進し、中野河原城地内の一般県道皆井田江津線との交差点に至る。同交差点を右折しすぐに町道幸米河原城線との交差点を右折し、同町道とを經由して前記起点と結んだ区域内とする。	令和6.11.1 ～ 令和16.10.31
⑥⑨	—	久村 42	出雲市	国道9号線と県道多伎江南出雲線との交点を起点とし同県道を東進し市道念佛田線との交点に至り、同市道を南進し市道大西新線との交点に至り、同市道を南西進し県道多岐インター線との交点に至り、同市道を西進し市道車廻り線との交点に至り、同市道を西進し市道多伎後谷線との交点に至り、同市道を北西進し市道多岐学校線との交点に至り、同市道を北東進し県道多岐インター線との交点に至り、同県道を北西進し国道9号線との交点に至り、同国道を北東進し前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑦⑩	—	東池 8	大田市	市道鳥越八幡線と市道鳥井大平線との交点を起点として、鳥越八幡線を南東へ進み、市道大迫上線との交点を南西へ進み、大平ふるさと農道を経て市道鳥井大平線に至る。同線を北進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑦⑪	—	安来干拓 204	安来市	安来市穂日島町の全域	〃
⑦⑫	—	揖屋干拓 323	松江市	松江市意宇町、東出雲町錦浜の全域	〃

面積合計 31,830.35ha

## 4. 鳥獣捕獲禁止区域

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
①	—	島の星 ヤマドリ 捕獲禁止区域 3,083	江津市	旧江津市役所前を起点とし、県道112号線三次江津線を江の川沿いに遡って、県道298号線跡市川平停車場線との交点に至り、同県道を西に進み、県道297号線皆井田江津線との交点に至り、同県道を北に進み、国道9号線との交点に至り、同国道を東に進み起点とを結んだ区域内とする。	令和4.11.1 ～ 令和7.10.31
②	—	旭北部 ヤマドリ 捕獲禁止区域 3,397	浜田市	浜田市旭町と江津市桜江町の市境と県道329号桜江旭インター線との接点を起点とし、市境を東進し県道7号浜田作木線との接点に至り、同県道を西進し浜田市旭町と浜田市金城町の町界に至り、同町界を北進し、前記起点とを結んだ区域とする。ただし、区域内における家古屋山鳥獣保護区及び八戸ダム特定猟具使用禁止区域(銃)を除く。	令和5.11.1 ～ 令和8.10.31
③	—	三隅第3 ヤマドリ 捕獲禁止区域 3,175	浜田市	三隅町向野田付近国道9号と県道48号三隅美都線への分岐点(田原交差点)を起点とし、県道48号線三隅美都線を南東に進み、県道179号黒沢安城浜田線との分岐点に至る。同地点から県道48号三隅美都線を南進。県道48号線を横断する益田市との市町界に至る。同地点を県道48号線に沿って流れる矢原川沿いの同界を梅ノ木原方向へ逆進。梅ノ木原から松永牧場に向け同界を北西に進む。松永牧場から同界を北西に進み、県道171号益田種三隅線に至る。同地点から同界を北西に進み、国道9号線に至る。同地点から日本海へ向け同界を北西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至る。同地点から西日本旅客鉄道株式会社山陰本線沿いを西日本旅客鉄道株式会社岡見駅に向け東進。西日本旅客鉄道株式会社岡見駅から県道212号岡見停車場線を東進し、県道171号益田種三隅線との交点に至る。同地点から旧国道岡見郷線を東進し、国道9号線との交点に至る。同地点から国道9号線を東進し、前記基点と結んだ区域内とする。	〃
④	—	真砂 キジ・ヤマドリ 捕獲禁止区域 1,748	益田市	益田市久々茂・馬谷町界と同市美都町・下波田町界との交点を起点とし、同市美都町・下波田町界を南東進し、同市美都町・波田町界に至り、同町界を東進のちに南進し、同市匹見町・波田町界に至り、同町界を南西進し、同市波田町・長沢町界に至り、同町界を北西進し、主要地方道益田澄川線との交点に至り、同主要地方道を南西進し、市道秋冷馬谷線との交点に至り、同市道を北進し、益田市馬谷・長沢町界に至り、同町界を北西進し、益田市岩倉・馬谷町界に至り、同町界を北進し、益田市大谷・馬谷町界に至り、同町界を北東進し、同市久々茂・馬谷町界に至り、同町界を東進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
⑤	—	大和西 ヤマドリ 捕獲禁止区域 2,587	邑智郡美郷町	邑智郡美郷町都賀行地内の一般県道川本美郷線と林道信喜線との交点を起点とし、同林道を北東進し、旧大和村と旧邑智町との境界に至る。同境界を西進し、邑智郡川本町境に至る。美郷町・川本町境及び美郷町・邑南町境を南進し、主要地方道邑南飯南線との交点に至り、同主要地方道を東進し、町道都賀行宮内線との交点に至り、同町道を北西進し、町道有井谷線との交点に至り、同町道を北東進し、林道奥畑線に接続し、同林道を北東進し、町道都賀西都賀行線との交点に至り、同町道を北西進し、一般県道川本美郷線との交点に至り、同一般県道を東進して前記起点を結んだ区域内とする。	令和6.11.1 ～ 令和9.10.31
⑥	—	弥栄 キジ・ヤマドリ 捕獲禁止区域 10,550	浜田市	浜田市弥栄町全域とする。	〃
⑦	—	ニホンジカ 捕獲禁止区域 6,980	出雲市	出雲市国富町地内の国道431号線と市道口宇賀西代本線との交点を起点とし、同国道を西進して主要地方道大社日御碕線に至り、同地点より稲佐の浜を通り日本海岸に至り、同海岸線を北西に進み、日御碕灯台海岸を経て東進し、河下港を経て布施灘海岸に至り、同海岸より県道斐川一畑大社線と県道鱒淵寺線との交点に至り、同地点より県道鱒淵寺線を南東に進み、市道口宇賀西代本線に接し、同市道を南東に進み、前記起点と結んだ区域内とする。	令和6.11.1 ～ 令和8.10.31

面積合計 31,520ha

## 5. 指定猟法使用禁止区域(鉛製散弾)





番号	区分	名称 (ha)	所在地	区域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
①	—	秋鹿 50	松江市	市道灘東西線と市道後山森田線の交点を起点とし、同地点より市道後山森田線を北進し、市道本谷11号線との交点に至り、同地点から市道本谷11号線を北東進し、市道秋鹿本谷線との交点に至り、同地点から市道秋鹿本谷線の北進し、市道古志大野線との交点に至り、同地点から市道古志大野線を東進し、市道井神谷高原線との交点に至り、同地点から市道井神谷高原線を南進し、市道秋鹿本谷線との交点に至り、同地点から市道秋鹿本谷線を南進し市道灘東西線との交点に至り、同地点から市道灘東西線を西進し、前記起点と結んだ区域内とする。	令和2.11.1 ～ 令和12.10.31


面積合計 50ha



## 6. 鳥獣保護区特別保護地区

番 号	区分	名 称 (ha)	所 在 地	区 域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
△1	身近	月 山 16	安来市	城案寺敷地内の森林との境界を起点とし、森林境界を東進し、山中鹿介屋敷跡に至る。同屋敷跡を除外するように森林境界を東進し、新宮川との接点に至る。同地点より森林内を60m南西進し、尾根に至る。同尾根を南西進し、山頂(136m)に至る。同山頂より尾根を西進し、森林境界に至る。同森林境界を北進し、前記起点とを結んだ区域内とする。	平成27.11.1 ↳ 令和7.10.31
△2	渡来	(国指定) 宍道湖 7,688	松江市、出雲市	宍道湖の平均水位(東京湾平均海面(T.P.)+0.3m)の水際線(以下「湖岸線」という。)と宍道湖大橋の北西側交点を起点とし、同所から同橋を南進し同橋と湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を南西に進み宍道湖夕日スポット南西端と湖岸線との交点に至り、同所から同所と同所から沖合50mの点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線から沖合50mの距離を置いて引いた線を南西に進み新建川河口右岸から沖合50mの点に至り、同所から同所と同川河口左岸から沖合50mの点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から湖岸線から沖合50mの距離を置いて引いた線を北東に進み斐川なぎさ公園管理協定区域西端と伊野川河口左岸を結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を南西に進み同川河口左岸と湖岸線との交点に至り、同所から湖岸線を西進し平成11年度宍道湖斐川環境護岸工事整備箇所と平成12年度宍道湖斐川環境護岸その2工事整備箇所の境界線との交点に至り、同所から同所と五右衛門川河口左岸を結ぶ直線を西進し同所から沖合50mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から湖岸線から沖合50mの距離を置いて引いた線を北進し左岸排水機場放水路北東端から湖岸線を79m北進した点から沖合50mの点に至り、同所から同所と左岸排水機場放水路北東端から湖岸線を152m北進した点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から湖岸線を西進し宍道湖西岸なぎさ公園離岸堤南東端に至り、同所から湖岸線を北進し島崎漁港南西端と湖岸線の交点に至り、同所から同漁港境界線を東進し同漁港南東端と湖岸線との交点に至り、同所から同所と斐伊川河口左岸側宍道湖湖岸堤南東端を結ぶ直線と湖岸線との交点を結ぶ線を北進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し論田川物揚場東側防波堤の南東端と湖岸線との交点に至り、同所から同防波堤を北進し同防波堤北東端に至り、同所から同所と同川物揚場北側防波堤北西端と湖岸線の交点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し湖岸線と平田船川河口右岸防波堤との交点に至り、同所から同所と同川河口左岸と湖岸線との交点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から湖岸線を北進し苅藻谷川河口右岸と湖岸線との交点に至り、同所から同所と同所から沖合50mの点を結ぶ直線を東進し同所に至り、同所から湖岸線から沖合50mの距離を置いて引いた線を北進し島根県松江市千鳥町33番地南西端から沖合50mの点に至り、同所と島根県松江市千鳥町33番地南西端と湖岸線との交点を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から湖岸線を東進し起点に至る線により囲まれた区域。	〃
△3	身近	断 魚 溪 20	邑智郡邑南町	邑智郡邑南町断魚溪内嫁ヶ淵を起点とし、板山谷を上ること300m。同地域から北に向かい、更に小稜線を北進し濁川に至る。同地点から邑南町断魚トンネル線断魚トンネル南口に上り、同地点より同町道を前記起点と最短地点まで南進し、前記起点と結んだ区域内とする。	平成28.11.1 ↳ 令和8.10.31
△4	森林	千 丈 溪 61	江津市、邑智郡邑南町	江津市桜江町江尾地内にある、千丈溪県立自然公園の中国自然歩道を日和川の支流に沿って進み、最初の滝である三三の滝を起点とし、同起点を北東進し、林道千丈溪線に至り、同林道から稜線沿いに東北東へ約700m進む。その後約500m南進し、江津市桜江町と邑南町との市町界に至り、同地点より稜線上に約300m東進した後、小稜線を日和川まで南進し、同川左岸を約500m下り、同地点から稜線上に約500m南西進し、同地点から稜線上に約300m北西進し、邑南町と江津市桜江町との市町界に至る。同地点から稜線沿いに約800m北西進し日和川に至り、同川下流へ約100m北西進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
△5	森林	匹 見 峡 73	益田市	匹見鳥獣保護区内において、匹見川(匹見峡)小虫谷入口から同川上流のアザミ橋まで(約2.8kmの間)の河川中央から両岸150m以内の区域内とする。但し独立行政法人森林総合研究所造林地については造林地を除く。	〃
△6	森林	清 水 15	安来市	安来市清水町内の清水寺大門を起点とし、常念仏堂及び三重塔を経て清水展望台に通じる山道を進み清水展望台に至る。同地点より市道清水展望線を仁王門に至り、県道清水寺線に接し、同線を西進し清水公園第一駐車場に至る。同地点より大門に通じる山道を進み起点と結んだ区域内とする。	平成30.11.1 ↳ 令和10.10.31
△7	身近	社 日 8	安来市	松源寺山門を起点とし、同寺東側より日本台に通じる山道を日本台に進み、同地点より遊歩道を南西に進み、安来公園の入り口に至り、これより北面の山林と耕地及び民家界を東進し、前記起点と結んだ区域内とする。	〃
△8	繁殖	大 波 加 島 18	隠岐郡知夫村	隠岐郡知夫村大波加島全区域とする。	〃
△9	希少	大 満 寺 86	隠岐郡隠岐の島町	旧西郷町と旧布施村界の林道南谷線上を起点として、同林道を東北に進み中核作業道南谷2号線との交差点に至り、同作業道から谷沿いを東南に進み旧西郷町と旧布施村の旧町村界に接し、同町村界を南西に進み大満寺山頂を経て前記起点と結んだ区域内及び隠岐郡隠岐の島町布施字中谷819番地16林班ろ小班の天然林不伐の森内とする。	〃
△10	身近	三 瓶 山 153	大田市	大田市三瓶町地内の主要地方道三瓶山公園線と市道池の原線との交差点を起点とし、主要地方道三瓶山公園線を南東に進み定めめの松に至る。同地点と林道小谷合線・市道久部1号線の交点を直線で結ぶ。同交点から林道小谷合線を南に進み、林道池の原線を経て、市道池の原線を北西に進み、前記起点と結んだ区域内とする。	令和1.11.1 ↳ 令和11.10.31

番号	区分	名称 (ha)	所在地	区 域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
	希少	焼 火 山 4	隠岐郡西ノ島町	焼火山「一の鳥居」を起点とし、参道に沿い神社境内に至り境内広場下の石垣に沿い客殿側に至る。同地点から「二の鳥居」に至り、焼火神社殿前の小径を東進して境内の谷に出て南東進して焼火山稜線に達し、これより北東進して焼火山山頂を経て大山区に至る山道の交叉点を左折して大山波止区の小径を西進して前記起点と結んだ区域内とする。但し、焼火神社本殿、拜殿、通殿、社務所、参道を除くものとする。	令和4.11.1 ┆ 令和14.10.31
	身近	万 寿 寺 5	松江市	万寿寺敷地内とする。	令和5.11.1 ┆ 令和15.10.31
	繁殖	大 森 29	隠岐郡隠岐の島町	隠岐の島町都万大字津戸大森島全域とする。	令和6.11.1 ┆ 令和16.10.31
	渡来	(国指定) 中 海 7,947	松江市、安来市	鳥取県米子市彦名町と同市安倍と島根県安来市との接点を起点とし、同所から同所と島根県安来市島田町字幣島1420番地1の北端を結ぶ直線を南西に進み中海の平均水位(東京湾平均海面(T.P.)+0.2m)の水際線(以下「湖岸線」という。)から沖合50mの距離を置いて引いた線(以下「湖岸線から50m沖合線」という。)との交点に至り、同所から同線を西進し十神山の北西端から沖合50mの点に至り、同所から同所と亀島埋立地北東端を結ぶ直線を北西に進み亀島埋立地東側湖岸線から50m沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を北西に進み同市赤江町字新武領3415番地50の北東端から沖合50mの点に至り、同所から同所と同町字新武領3415番地50の北東端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と飯梨川右岸河口を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同川右岸の堤防法線を南進し東赤江大橋との交点に至り、同所から同橋を西進し同川左岸の堤防法線との交点に至り、同所から同線を北進し同川河口左岸に至り、同所から同所と同町字新武領3361番地37の北西端を結ぶ直線を西進し同所から沖合50mの点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を南進し同県松江市東出雲町揖屋字崎田2755番地の4の北西端から沖合50mの点に至り、同所から同所と同町錦浜476番地の北東端から湖岸線を195m南進した地点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線を西進し意宇川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南西に進み同川右岸の水路との交点に至り、同所から北西に進み同川左岸から50m沖合線との交点に至り、同所から同線を北東に進み同川河口左岸から沖合50mの点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を北西に進み大橋川河口右岸から沖合50mの点に至り、同所から同所と湖上の点(北緯35度27分14.1秒東経133度8分17.2秒)を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から同所と大橋川右岸から沖合100mの距離を置いて引いた線と中海大橋から河口側に50mの距離を置いて引いた線との交点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同線を北進し同川左岸の湖岸線から50m沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を東進し大井地区南東端から沖合50mの点に至り、同所から同所と大井地区南東端を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し大井地区の水路との交点に至り、同所から同所と湖上の点(北緯35度27分39.3秒東経133度7分30秒)を結ぶ直線を南東に進み湖岸線から50m沖合線との交点に至り、同所から同線を北東に進み本庄護岸・防災道路整備区域整備前の湖岸線から50m沖合線南端に至り、同所から同線及び中海本庄環境護岸工事(本庄水辺の築校)公園整備前の湖岸線から50m沖合線を北東に進み同線東端に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を北東に進み野原町国道431号線改良整備区域整備前の湖岸線から50m沖合線西端に至り、同所から同線を東進し同線東端に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を北東に進み和名鼻突堤北端から沖合50mの点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を北東及び南進し係留施設の湖岸線から沖合50mの点に至り、同所から同所と和名鼻突堤南端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と江島の北西端を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と江島の北西端から沖合50mの点を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を南進し馬渡堤北端から沖合50mの点に至り、同所から馬渡堤北端から大根島方向に50mの点を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から湖岸線を南東に進み馬渡堤南端から江島方向に50mの点に至り、同所から県道美保関八束松江線整備暫定湖岸線から50m沖合線との交点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から県道美保関八束松江線整備暫定湖岸線から50m沖合線を南西に進み大海崎堤東端から大海崎方向に50mの点に至り、同所から大海崎堤横断方向に引いた線と大海崎堤東端南面湖岸線から50m沖合線の交点を結ぶ直線を南進し同所に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を東進し馬渡堤南端から江島方向に50mの点に至り、同所から湖岸線を北東に進み馬渡堤北端から大根島方向に50mの点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を東進し江島大橋南側から50mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北東に進み湖岸線から50m沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を南東に進み中海干拓地の北西側湖岸線との交点に至り、同所から同干拓地の西側湖岸線を南東に進み同干拓地東端に至り、同所から同所と鳥取県境港市夕ヶ丘1丁目3629番地40の南端を結ぶ直線を北東に進み湖岸線から50m沖合線との交点に至り、同所から同線を南東に進み彦名干拓地西側湖岸線を北側に延長した線との交点に至り、同所から同線を南西に進み彦名干拓地北端に至り、同所から同干拓地の湖岸線を南東に進み米子水鳥公園区域西端と沖俎岩東端を結ぶ直線との交点に至り、同所から同所と同公園区域西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同公園区域西側境界線を北東に進み同公園区域北端に至り、同所から同所と同市彦名町字乗越川三1952番地の南西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から湖岸線を南東に進み彦名町埋立地西端に至り、同所から湖岸線を南東に進み同町と同市安倍との境界線と湖岸線の交点に至り、同所から同境界線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域(大海崎橋及び大海崎堤並びに手角ふるさと農道及び森山堤の湖岸線で囲まれた部分を除く。)及び鳥取県米子市と島根県安来市との境界線と湖岸線の交点から沖合50mの同境界線上の点を起点とし、同所から同境界線を北西に進み湖岸線から50m沖合線との交点に至り、同所から同線を南東に進み鳥	〃

番 号	区分	名 称 (ha)	所 在 地	区 域 (記述は原則として指定当時のもの)	指定期間
	渡来	(国指定) 中 海 7,947	松江市、安来市	取県米子市旗ヶ崎2200番地2の南西端から沖合50mの点に至り、同所から同所と湖上の点(北緯35度25分58秒東経133度18分22.4秒)を結ぶ直線を南進し同所に至り、同所から同所と湖上の点(北緯35度25分45.3秒東経133度19分2.7秒)を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と湊山公園区域北西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から湖岸線を南西に進み同公園区域南西端に至り、同所から湖岸線の延長線を南西に進み同公園区域南西端から沖合50mの点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を南東に進み深浦橋西側の湖岸線から50m沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を西進し錦海公園区域北西端から沖合50mの点に至り、同所から同所と同公園区域北西端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から湖岸線を南西に進み湖岸線と国道9号線との交点から沖合50mの点に至り、同所から湖岸線から50m沖合線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域。	令和6.11.1 5 令和16.10.31

面積合計 16,123ha (うち国指定 15,635ha、県指定 488ha)

島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室

〒690-8501 松江市殿町1 TEL 0852-22-5160